



2012/3/15 第1版

2012/6/15 第2版

茨城県土木部発注の公共建設工事における 建設リサイクル法に係る事務手続きの手引き

(公共建設工事発注者用)



茨城県土木部検査指導課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL : 029-301-4386 / FAX : 029-301-4389
E-mail : kensa4@pref.ibaraki.lg.jp

はじめに

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）が完全施行され10年が経過します。

建設リサイクル法では、分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保するために、発注者及び請負(予定)者に対して工事内容の通知や契約書への記載事項等に係る義務を規定しています。

土木部検査指導課では、建設リサイクル法による事務手続きが円滑に実施されるよう、これまで以下のとおり通知等を行ってきました。

記

NO	通知等
1	公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用について（通知） 【平成14年5月29日付け事務連絡】
2	公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用に関する補足説明について 【平成14年6月13日付け事務連絡】
3	公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きについて（再確認） 【平成16年8月23日付け事務連絡】
4	「茨城県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に基づく対象建設工事の計画の通知に関する取扱い要領」の制定について（通知） 【平成14年5月29日付け検第268号】

今般、これらの通知等の内容を踏襲し、建設リサイクル法による事務手続きを時系列的に解説した「手引き（公共建設工事発注者用）」として作成しましたので、業務遂行の一助としてご活用ください。

なお、この手引きは、茨城県土木部が発注する公共建設工事を対象として作成していますが、県内市町村等が発注する公共建設工事において、発注者の判断により、これに準じた取扱いをしても支障ありませんので念のため申し添えます。

平成24年3月

茨城県土木部検査指導課建設リサイクル担当

目 次

項 目	ペー ジ	
第0章 この手引きで使用する「用語」	P. 1 - P. 3	
第1章 建設リサイクル法による事務手続きの流れ	P. 4 - P. 6	
第2章 各段階における事務手続き	P. 7 -	
Ⅰ 設計・積算	①適正な費用の計上	P. 8
	②設計図書への条件明示	P. 9 - P. 12
Ⅱ 入札準備	③入札広告等への条件明示	P. 13
	④競争参加資格確認通知書等への条件明示	〃
Ⅲ 契 約	⑤落札者への協議実施の通告	P. 14
	⑥請負予定者による発注者への説明等	P. 15 - P. 18
	⑦建設工事請負契約書の作成	〃
Ⅳ 工事着手前	⑧対象建設工事の通知	P. 19
Ⅴ 工 事 中	⑨変更契約等	P. 20
Ⅵ 工事完了	⑩元請業者による発注者への報告	P. 21
	⑪その他（都道府県知事への申告）	〃
第3章 事務手続きに係る様式等	P. 22 -	
説明書（様式第1号の2），省令別記様式第1号別表1～別表3 記載方法の解説	P. 23 - P. 26 P. 27 - P. 47	
建設工事請負契約書（様式第2号），別紙（備考別表1～備考別表3） 記載方法の解説	P. 48 - P. 51 P. 52	
建設工事変更請負契約書（様式第4号）	P. 53	
通知書（様式-3）	P. 54 - P. 55	
再資源化等報告書（別添様式1）	P. 56 - P. 57	
第4章 その他（参考資料）	P. 58 -	
H14事務連絡（当面の運用）【平成14年5月29日付け事務連絡】	P. 59 - P. 65	
H14事務連絡（補足説明）【平成14年6月13日付け事務連絡】	P. 66 - P. 67	
H16事務連絡 【平成16年8月23日付け事務連絡】	P. 68 - P. 74	
11条取扱要領 【平成14年5月29日付け検第268号】	P. 75 - P. 84	
通知書の提出先一覧等	P. 85 - P. 86	

第0章 この手引きで使用する「用語」

この手引きで用いる用語については、建設リサイクル法第2条（定義）によるほか、下記のとおりとします。

記

用 例	用 語
法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 【平成12年法律第104号】
政令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 【平成12年政令第495号】
規則	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則 【平成14年国土交通省・環境省令第1号】
H14事務連絡 （当面の運用）	公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用について（通知） 【平成14年5月29日付け事務連絡】
H14事務連絡 （補足説明）	公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用に関する補足説明について 【平成14年6月13日付け事務連絡】
H16事務連絡	公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きについて（再確認） 【平成16年8月23日付け事務連絡】
11条取扱要領	「茨城県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に基づく対象建設工事の計画の通知に関する取扱い要領」の制定について（通知） 【平成14年5月29日付け検第268号】
工事執行規則	茨城県建設工事執行規則 【昭和43年茨城県規則第69号】
リサイクルガイドライン	茨城県建設リサイクルガイドライン 【平成14年3月策定】

(参考/法の抜粋)

(定義) (抜粋)

- 第二条** この法律において「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- 2 この法律において「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったものをいう。
- 3 この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
- 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。） 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。） 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- 4 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であつて、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
- 一 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 二 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- 5 この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- 7 この法律において建設資材廃棄物について「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。
- 8 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- 9 この法律において「建設業」とは、建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。
- 10 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい、「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

(参考/政令の抜粋)

(特定建設資材)

第一条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項のコンクリート，木材その他建設資材のうち政令で定めるものは，次に掲げる建設資材とする。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

第1章 建設リサイクル法による事務手続きの流れ

建設リサイクル法による事務手続き等の流れを時系列的に整理すると、P. 6の「建設リサイクル法に関する契約手続等フロー」のようになります。全体的な事務手続きの内容と工事発注担当・契約担当の役割分担については、このフローを参考にしてください。

なお、建設リサイクル法による各事務手続きは、法第9条第1項に規定する「対象建設工事」に該当する場合に適用されるものですので注意してください。

(参考/法の抜粋)

(分別解体等実施義務) (抜粋)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

(参考/政令の抜粋)

(建設工事の規模に関する基準)

第二条 法第九条第三項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係る解体工事については、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が八十平方メートルであるもの

二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が五百平方メートルであるもの

(次頁につづく)

※「建設リサイクル法に関する契約手続等フロー」は、H16事務連絡の添付資料から引用しています。

※「対象建設工事」に該当するか否かは、11条取扱要領を参考に判断してください。

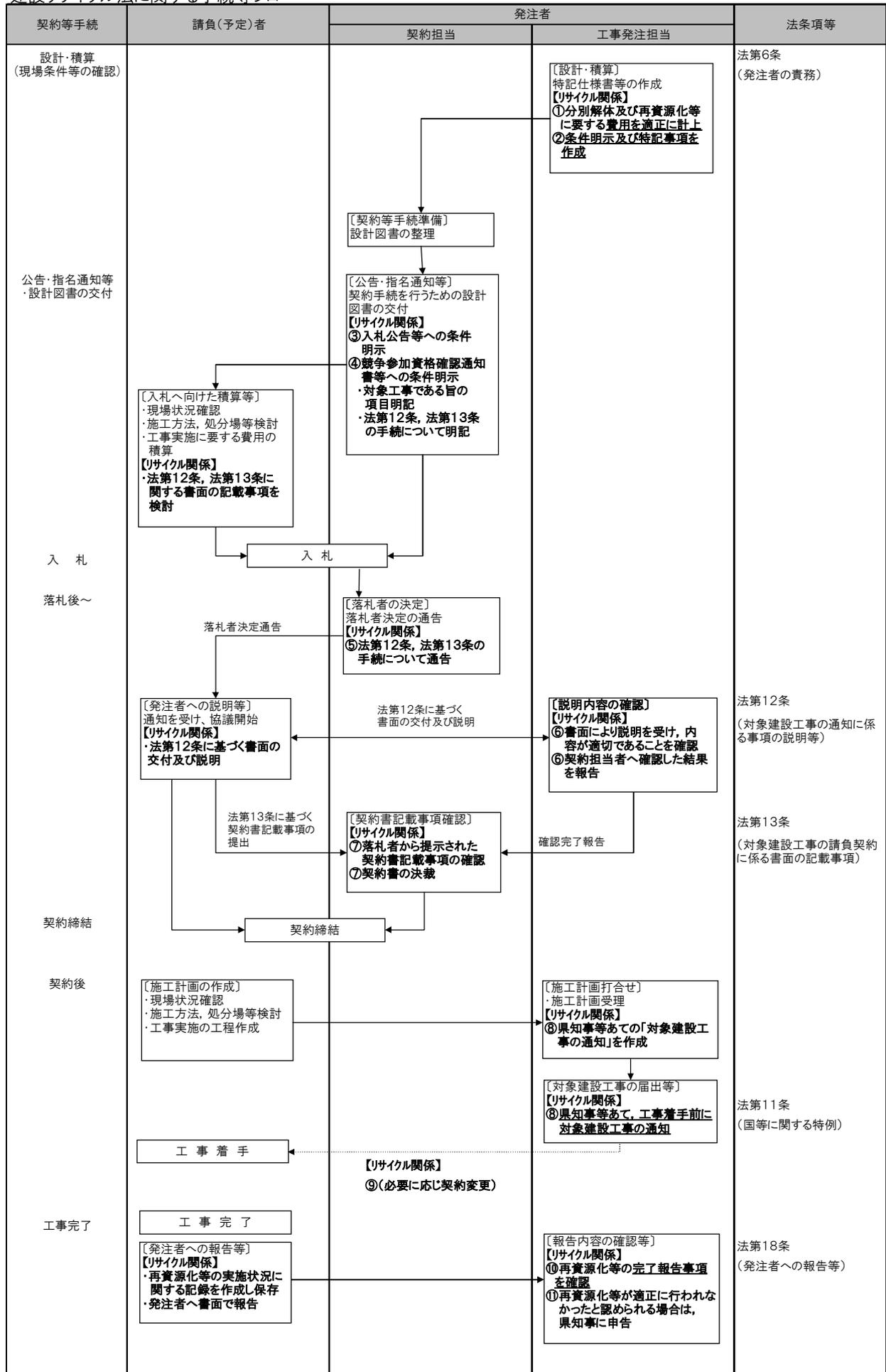
※11条取扱要領は、第4章を参照してください。

(参考/政令の抜粋 つづき)

(建設工事の規模に関する基準)

- 三 建築物に係る新築工事等（法第二条第三項第二号 に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）であって前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額（法第九条第一項 に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が一億円であるもの
 - 四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が五百万円であるもの
- 2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

建設リサイクル法に関する手続等フロー



第2章 各段階における事務手続き

この章では、建設工事をⅠ～Ⅵの6段階に分類し、時系列的にその事務手続きを解説します。各段階で必要となる事務手続きは、概ね下記のとおりです。

記

Ⅰ 設計・積算	①適正な費用の計上
	②設計図書への条件明示
Ⅱ 入札準備	③入札広告等への条件明示
	④競争参加資格確認通知書等への条件明示
Ⅲ 契 約	⑤落札者への協議実施の通告
	⑥請負予定者による発注者への説明等
	⑦建設工事請負契約書の作成
Ⅳ 工事着手前	⑧対象建設工事の通知
Ⅴ 工 事 中	⑨変更契約等
Ⅵ 工事完了	⑩元請業者による発注者への報告
	⑪その他（都道府県知事への申告）

※上記は、発注者における事務手続きに特化して解説しています。

※法令上は、請負者のみに課せられる義務（例：元請業者による下請業者への告知義務（法第12条第2項関係））等もありますが、この手引きでは省略しています。

①適正な費用の計上

法第6条では、発注者の責務として、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担するよう規定されています。

これは、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が適切に実施されるには、それらに要する費用が発注者から請負者に適正に支払われる必要があるため、発注者が果たすべき責務を明確にしたものです。よって、この趣旨を踏まえた設計・積算を行う必要があります。

なお、リサイクルガイドラインにおいても「適正な経費の計上」として同様に規定しています。

(参考)

法 (抜 粋)	<p>(発注者の責務)</p> <p>第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。</p>
-------------------	---

(参考)

リ サ イ ク ル ガ イ ド ラ イ ン (抜 粋)	<p>第4章 建設副産物のリサイクルに関する実施事項 4-2 2.(3) P. 35</p> <p>(3) 適正な経費の計上</p> <p>建設副産物を搬出する場合は、指定処分を原則として処理費用（再資源化に要する費用を含む）、運搬費等を適正に積算し、必要な経費を計上するものとする。 〈積算に用いる資材等の価格〉</p> <p>①再生資材の価格は、茨城県土木部実施用単価によるものとし、掲載がないものについては、見積りにより計上すること。</p> <p>②再資源化施設の受入れ単価は、茨城県土木部実施用単価又は見積りによるものとする。</p> <p>③建設発生土等を他の建設工事現場へ搬出する際に必要となる費用（積込費用、運搬費用）は、積算基準及び茨城県土木部実施用単価書に基づくものとする。</p>
---	--

※法第6条では、再資源化により得られた建設資材の使用についても規定しています。

※本県では、『茨城県リサイクル建設資材評価認定制度』を策定し、リサイクル建設資材の認定を行うとともに、「率先利用指針」を定めて、その率先利用を図っています。

※認定制度の詳細は、茨城県土木部建設リサイクル情報ホームページから確認できます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/08recycle/contents1.htm>

②設計図書への条件明示

設計図書の作成にあたっては、「分別解体等の方法」、「再資源化等をする施設の名称及び所在地」等を明示することにより、発注者の設定する積算条件を請負予定者に対して明確にします。

具体的には下記を参照してください。

なお、リサイクルガイドラインにおいても設計図書への条件明示について同様に規定していません。

設計図書への条件明示の方法等

設計図書への条件明示について

1 再生資材の利用，再資源化施設への搬出等を実施する工事については，利用・搬出等に関する条件を設計図書（特記仕様書等）に記載して契約事項とする。

なお，条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

2 「対象建設工事（法第9条第1項）」については，法第13条により規定された契約書への記載事項のうち，「分別解体等の方法」，「再資源化等をする施設の名称及び所在地」のほか，受入時間等の処分条件について設計図書等に記載し，発注者の設定する積算条件を請負予定者に対して明確にすることとする。

また，変更等の取扱い及び完了報告についても記載することとする。

なお，条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

3 工事発注後に明らかになった事情により，予定した条件によりがたい場合は，発注者と受注者が協議するものとする（設計図書に記載）。

【設計図書等における記載例】

茨城県土木部が発注する分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事については、「リサイクルガイドライン」を遵守しつつ，以下を参考とし，設計図書に条件明示（特記仕様書に記載）する。

（次頁につづく）

※設計図書への条件明示は，H14事務連絡（当面の運用）及びリサイクルガイドラインにより規定しているものです。

※特記仕様書への具体的な記載例は，次頁からのa～bを参照してください。

※「設計図書への条件明示の方法等」は，H14事務連絡（当面の運用）の別添2から引用しています。

設計図書への条件明示の方法等（つづき）

a. 分別解体等・再資源化等〔建設リサイクル法の対象建設工事〕

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第14号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び再資源化等実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

（次頁につづく）

※上記「①分別解体等の方法」の表は、建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の例を表示しています。

※建築物に係る解体工事、建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）については、それぞれ、建設工事請負契約書に添付する「備考別表1～2（P. 49～P. 50参照）」に準じて作成します。

※作成の際は、「備考別表1～3の記載方法の解説（P. 52）」も参考にしてください。

設計図書への条件明示の方法等（つづき）

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇（株）〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇×-××
アスファルト・コンクリート	（株）△△，△△工場	〇〇県△△町△△×-××

※上記②については積算上の条件明示であり，処理施設を指定するものではない。なお，請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし，現場条件や数量の変更等，請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受入時間

〇〇（株）〇〇工場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

（株）△△，△△工場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

④その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

2. 請負者は，分別解体等・再資源化等が完了したときは，建設リサイクル法第18条に基づき，以下の事項を書面に記載し，別添様式1により監督員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

b. その他

工事発注後に明らかになった事情により，予定した条件によりがたい場合は，監督員と協議するものとする。

※再資源化等が完了した旨の報告は，上記のとおり「再資源化等報告書（別添様式1）」により行います。

※再資源化等報告書は，法令様式ではなく，H14事務連絡（当面の運用）により規定したものです。様式は，第3章を参照してください。

(参考)

リサイクルガイドライン (抜粋)	<p>第4章 建設副産物のリサイクルに関する実施事項 4-2 2.(4) P. 35</p> <p>(4) 条件明示</p> <p>設計図書等に採用する工法・資材・使用する再生資材の規格、使用箇所、発生する建設副産物の処理方法、処分先を条件明示するものとする。</p> <p>※「条件明示例示」参照</p>
	<p>特記仕様書作成例 P. 43</p> <p>3. コンクリート塊等</p> <p>本工事から発生するコンクリート塊については、下記の再資源化施設に搬出し、リサイクルに努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬出先：再資源化施設の名称 ○○○○工業 住所 茨城県○○郡○○町○○ ・ 搬出量：○○○t ・ 片道運搬距離 ○○km ・ 搬出条件：昼夜間の別等 <p>なお、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得なければならない。</p>

※上記のとおり、リサイクルガイドラインにおいても特記仕様書の作成例を明示しており、「設計図書への条件明示の方法等」の内容と併せて運用する必要があります。

Ⅱ 入札準備

③入札公告等への条件明示

④競争参加資格確認通知書等への条件明示

「対象建設工事（法第9条第1項）」については、入札公告等及び競争参加資格確認通知書等においても、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であることを明示します。

具体的には下記を参照してください。

対象建設工事である旨の明示方法

対象建設工事である旨の明示について

「対象建設工事（法第9条第1項）」については、工事の発注に際して以下の事項を明示するものとする。

（１）入札公告，公募型指名競争入札実施案内に係る掲示に記載する事項

「この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。」

（２）競争参加資格確認通知書，工事入札通知書に記載する事項

「この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。」

※入札公告等への条件明示は、H14事務連絡（当面の運用）により規定しているものです。

※建設リサイクル法の適用がある工事に限って、条件を明示するものです。

※「対象建設工事」に該当するか否かは、11条取扱要領を参考に判断してください。

※11条取扱要領は、第4章を参照してください。

※「対象建設工事である旨の明示方法」は、H14事務連絡（当面の運用）の別添1から引用しています。

Ⅲ 契 約

⑤落札者への協議実施の通告

法第12条第1項では、請負予定者は、契約締結に際して分別解体の方法等の一定の重要事項を書面により発注者に説明するよう規定されています。

また、法第13条第1項では、分別解体の方法、解体工事に要する費用等の重要事項を請負契約の内容として記載するよう規定されています。

このため、契約担当は、契約締結に際して「法第12条の規定による説明」と「法第13条の規定による契約書記載事項を合意するための協議（契約書記載事項の事前協議）」をそれぞれ工事発注担当に対して実施するよう請負予定者に通告します。

※落札者への協議実施の通告は、H14事務連絡（当面の運用）により規定しているものです。

※法第12条第1項の規定による説明は、契約締結前に行う必要があります。

※協議実施の通告は、契約担当が行いますが、書面の確認等は工事内容を熟知している工事発注担当が行います。

※通告の方法は任意です。様式等の定めはありません。

Ⅲ 契 約

⑥請負予定者による発注者への説明等

⑦建設工事請負契約書の作成

工事発注担当は、所定の様式により、法第12条第1項の規定による「請負予定者から発注者への重要事項の説明」を受けるとともに、法第13条第1項の規定による「請負契約の内容として記載する事項」についても適切であることを確認し、その結果を契約担当に報告します。

報告を受けた契約担当は、契約内容が説明を受けた内容等と整合していることを確認したうえで、契約締結の事務を行います。

いずれの手続きも法令上は様式の定めがありませんので、工事執行規則により様式を規定しています。

具体的には下記を参照してください。

記

契約事務の手続き

法第12条及び法第13条に関する手続き方法について

以下の(1)～(3)の手続きにより行うものとする。

(1) 法第12条に関する手続き

工事発注担当は、工事請負予定者から「説明書(様式第1号の2)」、「説明書の添付資料(省令別記様式第1号別表1～別表3のうち該当するもの及び工程の概要を示す資料)」及び「契約書に添付する別紙(備考別表1～備考別表3のうち該当するもの)の案」の交付及び説明を受け、工事請負予定者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認し、速やかにその旨を契約担当に報告する。

(2) 法第13条に関する手続き

契約担当は、契約書案が建設リサイクル法対応の様式であり、かつ、工事請負予定者が提出する契約書案の別紙(備考別表1～備考別表3のうち該当するもの)が、(1)により交付された説明書等の内容と整合することを確認のうえ契約締結事務を行う。

(3) 契約変更

契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、発注者と請負者が協議のうえ、(1)及び(2)の手続きに準拠し、速やかに行うものとする。

(次頁につづく)

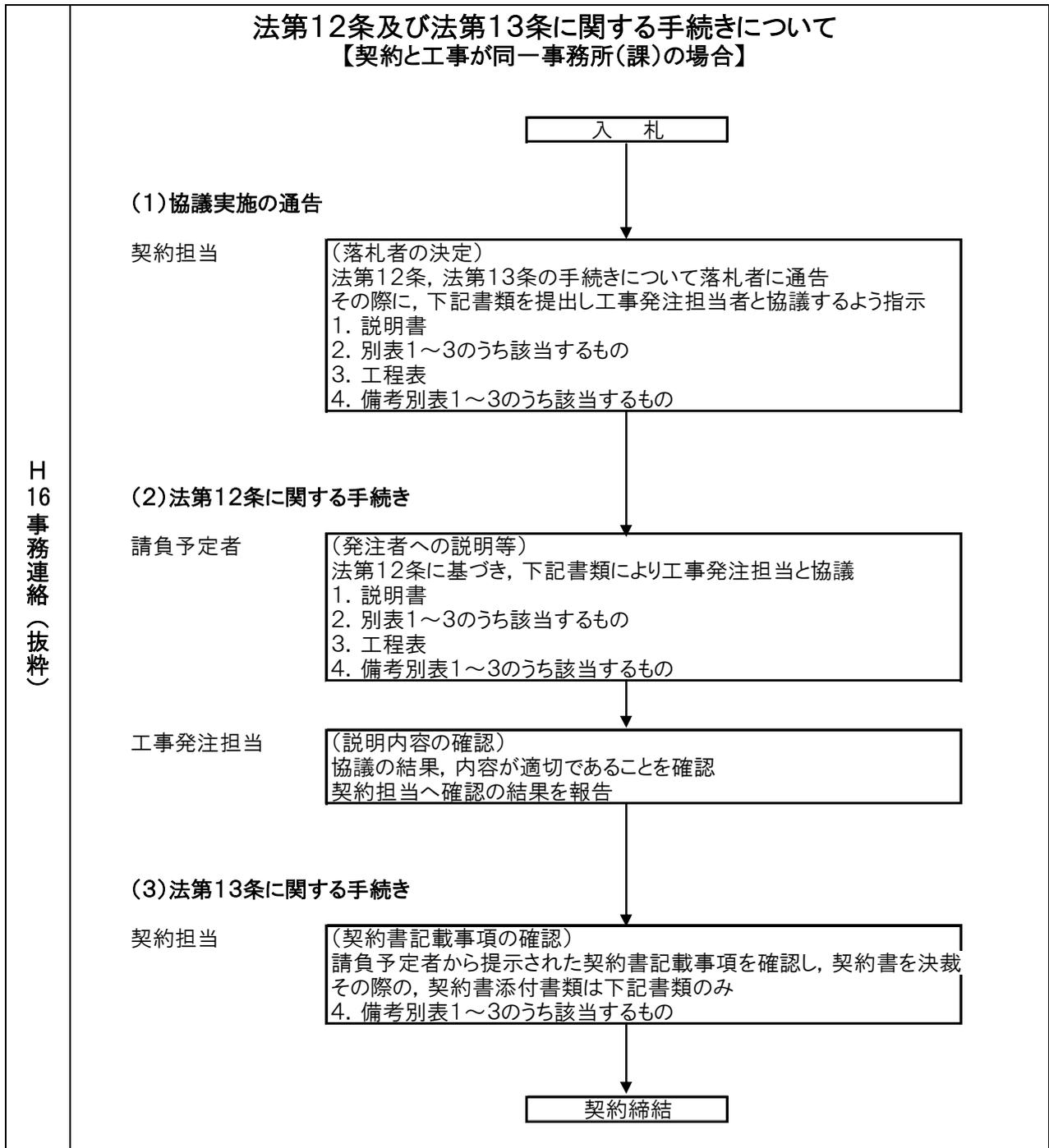
※「契約事務の手続き」は、H16事務連絡の別添1から引用しています。

※当初はH14事務連絡(当面の運用)において様式を示しましたが、事務連絡後に「工事執行規則の一部改正」があり、様式が定められた経過があります。

※説明の様式は工事執行規則第7条の2により、契約書(別紙を含む)の様式は工事執行規則第8条第1項により規定しています。様式は、第3章を参照してください。

Ⅲ 契 約

契約事務の手続き（つづき）



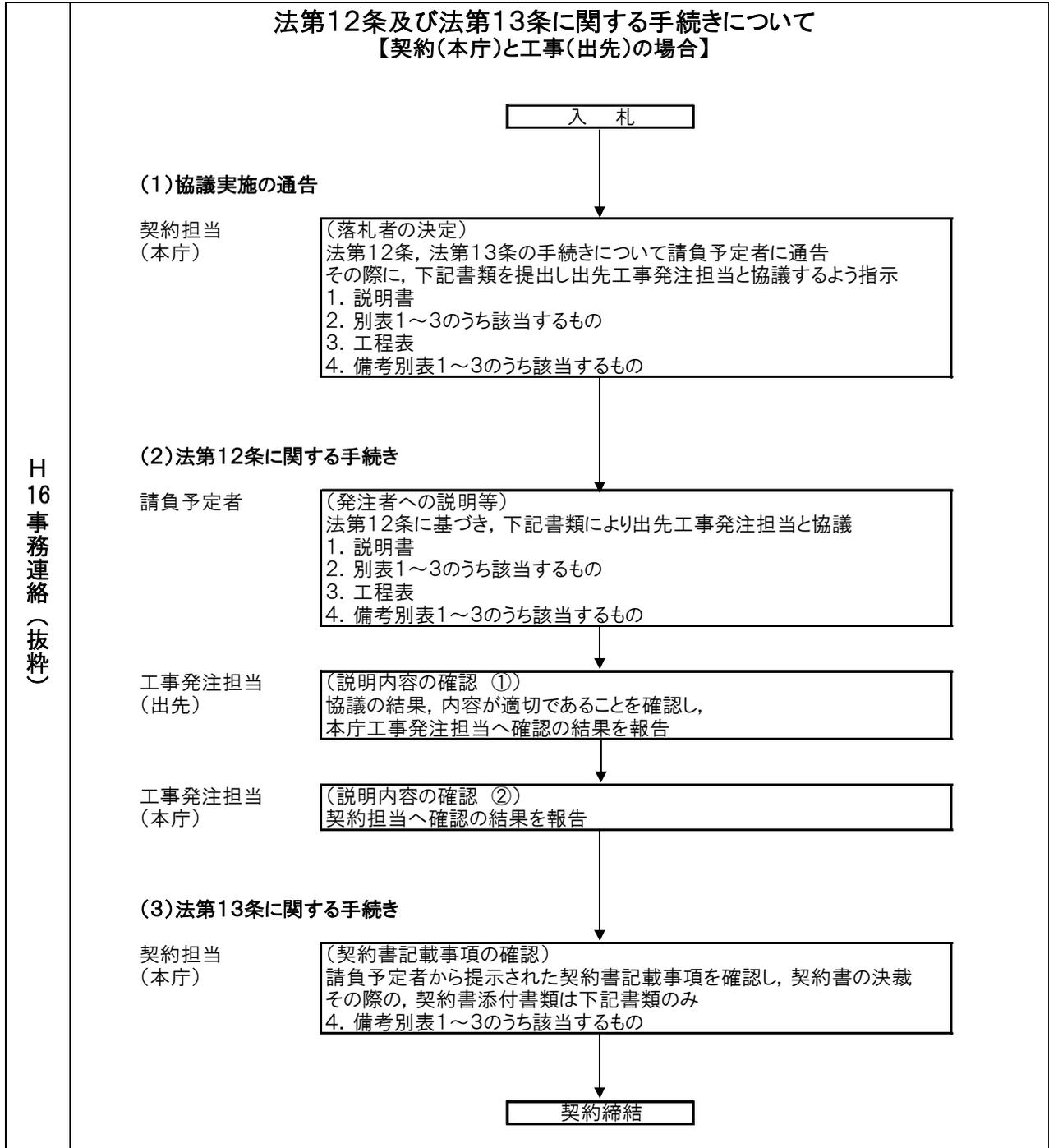
※上記は、契約と工事が「同一機関」の場合の法第12条及び法第13条の手続きの流れを示しています。

※契約と工事が「他機関」の場合の例は、次頁を参照してください。

※工程の概要を示す資料は、建設工事請負契約書第3条により提出する工程表（工事執行規則第12条の別表第1号）としてかまいません。

Ⅲ 契 約

契約事務の手続き（つづき）



H 16 事務連絡 (抜粋)

※上記は、契約と工事が「他機関」の場合の法第12条及び法第13条の手続きの流れを示しています。

※工程の概要を示す資料は、建設工事請負契約書第3条により提出する工程表（工事執行規則第12条の別表第1号）としてかまいません。

Ⅲ 契 約

(参考)

法
(抜粋)

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等) (抜粋)

第十二条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(対象建設工事の届出等) (抜粋)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項) (抜粋)

第十三条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年3月5日国土交通省令第17号) 抜粋

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第四条 法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

※上記条項については、いずれも法令上は様式の定めがありません。

※法第12条による説明の様式は、工事執行規則第7条の2により規定しています。

※法第13条による契約書の様式は、工事執行規則第8条第1項により規定しています。

Ⅳ 工事着手前

⑧対象建設工事の通知

法第11条では、「対象建設工事（法第9条第1項）」については、工事着手前までに都道府県知事等に工事内容を通知するよう規定されています。

法令上は様式の定めがありませんので、リサイクルガイドラインにより「通知書（様式-3）」を規定しています。

（参考）

法 (抜 粹)	<p>（国等に関する特例）</p> <p>第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。</p>
	<p>（対象建設工事の届出等）（抜粋）</p> <p>第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類三 工事着手の時期及び工程の概要四 分別解体等の計画五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み六 その他主務省令で定める事項

※通知の様式は、11条取扱要領において、「別紙様式」として掲載されています。

※リサイクルガイドラインと同じ内容であり、どちらを使用してもかまいません。

※通知を行うのは、発注者の義務です。対象建設工事に該当するか否かの判断や通知の提出先等については、「11条取扱要領等（第4章）」を参考にしてください。

※「工事着手」とは、現場でその工事を始める日（仮設が必要な場合は仮設工事を始める日）をいいます。なお、現場での除草作業等の準備工事は工事着手に含まれません。

⑨変更契約等

法第13条第2項では、法第13条第1項の規定による「請負契約の内容として記載する事項」を変更するときには、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付することと規定されています。これを受けて、工事執行規則により「変更契約書（様式第4号）」の様式を規定しています。

また、法令の規定はありませんが、変更の際には、法第12条第1項の規定による「請負予定者から発注者への重要事項の説明」についても当初契約時に準じて実施します（Ⅲ契約⑥請負予定者による発注者への説明等 P. 15参照）。

なお、変更の際して、設計条件の変更がある場合には、設計図書へ変更事項の条件を明示します（Ⅰ設計・積算②設計図書への条件明示 P. 9参照）。

（参考）

法 (抜粋)	<p>（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）</p> <p>第十三条 対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</p> <p>2 <u>対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</u></p>
-----------	--

※変更した際の法第11条の規定による通知の取扱いは、以下のとおりです。

- ①「対象建設工事（法第9条第1項）」でなかったものが変更により対象建設工事となった場合には、速やかに通知を行います。
- ②通知をしたあとに工事内容に変更があった場合でも、変更通知等の手続きは不要です。

Ⅵ 工 事 完 了

⑩元請業者による発注者への報告

⑪その他（都道府県知事への申告）

法第18条第1項では、元請業者は再資源化等が完了したときは、その旨を書面により発注者に報告するよう規定されています。

法令上は様式の定めがありませんので、H14事務連絡（当面の運用）において「再資源化等報告書（別添様式1）」を規定しています。

また、法第18条第2項では、報告を受けた発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、知事に対してその旨を申告することができるものと規定されています。

（参考）

法 (抜 粹)	<p>（発注者への報告等）</p> <p>第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年三月五日国土交通省・環境省令第一号） 抜粋</p><p>（発注者への報告）</p><p>第五条 法第十八条第一項の規定により対象建設工事の元請業者が当該工事の発注者に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。</p><ul style="list-style-type: none">一 再資源化等が完了した年月日二 再資源化等をした施設の名称及び所在地三 再資源化等に要した費用</div>
-----------------------	---

※再資源化等報告書の様式は、第3章を参照してください。

※申告についても法令上は様式の定めがありません。

※この手引きでは、申告の様式は掲載していません。

第3章 事務手続きに係る様式等

事務手続きに係る様式と記載方法の解説は、次頁以降を参考にしてください。

ここで掲載した様式は、茨城県土木部建設リサイクル情報ホームページからダウンロードすることができます。ただし、再資源化等報告書に添付する「再生資源利用促進実施書」は、国土交通省のホームページからクレダス入力システムをダウンロードして作成します。

掲 載 様 式 等
説明書（様式第1号の2）、省令別記様式第1号別表1～別表3 記載方法の解説
建設工事請負契約書（様式第2号）、別紙（備考別表1～備考別表3） 記載方法の解説
建設工事変更請負契約書（様式第4号）
通知書（様式-3）
再資源化等報告書（別添様式1）、再生資源利用促進実施書

※説明書（様式第1号の2）に添付する「省令別記様式第1号別表1～3」は、法令様式です。よって、省令改正等があった際には、それに合わせた最新の様式を使用する必要があります。平成22年4月1日付けで様式が変更されています。

※また、上記の様式変更の際に、それまで設けられていた「工事着手の時期」の欄が削除されました。しかし、当該項目は、法第12条第1項の規定により記載すべき事項とされていますので、各別表の備考欄を利用して「工事着手の時期」を記載します。

様式第1号の2(第7条の2)

説 明 書

年 月 日

殿

住 所(法人にあつては所在地)
氏 名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等について下記のとおり説明します。

記

- 1 工事の名称
 - 2 工事の場所
 - 3 説明内容 添付資料のとおり
 - 4 添付資料
 - (1) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)別記様式第1号別表1から別表3までのうち該当するものに必要事項を記載したもの
 - (2) 工程の概要を示す資料
- 注 工程の概要を示す資料は、できるだけ図面、表等を使用して作成すること。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	その他			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考 工事着手の時期：				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	使用部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考 工事着手の時期:			

別表 1 ~ 3 の記載方法の解説

- ・ 建築物に係る解体工事 . . . 別表1
- ・ 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替） . . . 別表2
- ・ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等） . . . 別表3

1) 建築物に係る解体工事（別表 1）

(1) 建築物の構造

解体する建築物の構造の種類により、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。混構造の場合には該当する構造全てにチェックマークが付されていること。

(2) 建築物に関する調査の結果

①建築物の状況

建築物のおおよその築年数について記載されていること。届出建物の棟数が記載されていること。

例)

建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年 、 棟数 <u>1</u> 棟 その他 (<u>屋根に破損部分あり</u>)
--------	---

など

②周辺状況

工事現場の周辺の状況について、周辺にある施設の該当するチェックボックス全てにチェックマークが付されており、隣地の敷地境界と当該構造物との最短距離が記載されていること。

また、隣家の建物が近接しているなど、周辺状況の記載は、工事現場の状況により工事の施工に注意が必要な場合等、安全確保の必要の有無等の判断基準とする。その他に、例えば、住宅地か、農地か、河川敷か、搬出する前面道路の幅員、交通量の多少など、周辺状況について具体的にその状況が記載されていること。

例)

周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他 (<u>住宅密集地内</u>)
------	---

- ・ 敷地は〇〇団地内、建物が隣地と近接
- ・ 周辺畑地
- ・ 水田、農道（幅員3m）あり、交通量少ない など

(3) 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

①作業場所

解体用機械の設置場所、分別解体を行うための作業場所について、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、現状で作業場所がない場合には、その状況がその他に記載されていること。

工事着手前に実施する措置の内容として、作業場所を確保するための具体的な内容が記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 (隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済

(建築物に関する調査の結果の記載例)

- ・工作機械の設置場所はあるが、分別解体スペースなし など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・廃棄物を分別する空き地が不足しているため、隣地を借用する
- ・立木の除去を行う など

②搬出経路

廃棄物の発生する現場から、搬出を行なう道路までの搬出経路の状況について、段差、樹木、工作物などの障害物の有無や通学路の有無の該当するチェックボックスにチェックマークが付されており、搬出に利用する道路の幅員、その他、交通規制の状況などチェックボックスにないものはその他に記載されていること。

工事着手前に実施する措置の内容として、障害物がある場合や、前面道路の幅員が狭い場合には、そのための対策が記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 その他 (大型車両通行不可)	道路通行許可手続き、施工計画に車両通行時間帯を配慮

(建築物に関する調査の結果の記載例)

- ・立木あり、
- ・およそ50cmの段差あり、
- ・未舗装 など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する
- ・搬出経路確保のため鉄板敷きを準備 など

③残存物品

解体する建築物の内部や敷地内における家電製品、タンス等の残存物品の有無について該当するチェックボックスにチェックマークが付されており、「有」の場合は、品目が記載されていること。

また、残存物品がある場合には、その措置等について記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (エアコン) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに引き取り依頼済

④特定建設資材への付着物

解体する建築物の特定建設資材に、吹き付け石綿等が付着している部分があるか、その有無について該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。

また、付着物がある場合には事前措置の内容が記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	

(建築物に関する調査の結果の内容の記載例)

- ・ 特定建設資材に付着した飛散性の石綿
- ・ 特定建設資材に付着した非飛散性の石綿 など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・ 自治会との協議済、 ・ 周辺住民への周知、
- ・ 吹き付け石綿の適正処理対策の実施 など

⑤その他

建築物解体時に有害物質の発生がある場合、種類、発生箇所等について記載がされていること。

また、有害物質の発生がある場合には事前措置の内容が記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
その他	特定建設資材に付着していない飛散性の石綿	近隣対策及び諸官庁届出済 アスベスト適正処理

(建築物に関する調査の結果の内容及び工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿 →諸官庁に届出後、着手前に適正撤去
- ・変電施設、PCB使用トランス →諸官庁に届出後、着手前に撤去搬出
- ・PCB含有シーリング材 →着手前に手作業撤去
- ・特定建設資材に付着していない飛散性の石綿 →諸官庁に届出後、着手前に適正撤去 など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・自治会との協議済、
- ・周辺住民への周知、
- ・吹き付け石綿の適正処理対策の実施、
- ・PCB使用機器の適正処理の実施 など

(4) 工程ごとの作業内容及び解体方法

①建築設備・内装材等

建築設備及び内装材等の取り外しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。この工程における分別解体等の方法は、原則として手作業であることが施行規則に定められている。機械併用の場合にはその理由が記載されていること。

建築設備には、原則として軒樋、堅樋等は含まず、受水槽や室内の建築設備を対象とする。また、軒樋、堅樋等は外装材として取り扱う。

なお、機械併用の理由として工期短縮のため等の理由は、法の趣旨から認められない。

②屋根ふき材

屋根ふき材の取り外しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。この工程における分別解体等の方法は、原則として手作業であることが施行規則に定められている。機械併用の場合にはその理由を記載する必要がある。

また、瓦等が存在しない場合、屋根ふき材の取り外しは「無」となる。

機械併用の理由としては、労働安全衛生法に基づき足場、命綱等の設備を設置してもなお屋根版の腐朽、トタン屋根のため滑りやすい、などの理由により、屋根上での作業に危険が伴う場合などがある。

なお、上記①と同様に単なる工期短縮のために機械併用を行うことは認められない。

③外装材・上部構造部分

外装材及び上部構造部分の取り壊しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。

④基礎・基礎ぐい

基礎及び基礎ぐいの取り壊しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤その他

その他の取り壊し工事の有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。その他の取り壊し工事がある場合には工程欄カッコ内に具体的な工程が記載されていること。

(5) 工事工程の順序

多くは上段のチェックボックスにチェックマークが付されていると考えられ、その場合には特に問題はないが、その他のチェックボックスにチェックマークが付されているときは、その工程の順序及び理由が記載されている必要がある。理由としては複数の工程を同時に行う場合や一部の工程の工事が無い場合などが考えられる。

(6) 内装材に木材が含まれる場合

内装材に木材が含まれている場合には、あらかじめ分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した上で当該木材を取り外す必要があり、(4)①の工程における順序の可、不可についてチェックボックスにチェックマークが付されており、不可の場合は、石膏ボードと木材が密着しているため等、その理由が記載されていること。

(7) 建築物に用いられた建設資材の量の見込み

建築物に用いられた建設資材について、特定建設資材だけでなく全ての資材について記載されている必要があることから、「(8) 廃棄物発生見込量」欄に記載された合計トン数以上の数値でなければならない。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

(8) 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「発生が見込まれる部分」欄には、様式下欄の「(注)」に従い、チェックボックスに適切にチェックマークが付されていること(コンクリート及び鉄から成る建設資材はコンクリート塊に含まれる。)

発生量の見込みについては、建物構造別の P.47 「建設資材廃棄物発生量標準値」表を参照(ただし、あくまでも標準値であるため、必ずしも一致しない場合があることに注意が必要。)

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

(9) 備考欄

備考として記載されている事項があれば確認する。

工事着手の時期を記載する。

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他 (住宅密集地)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 (隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 (大型車交通不可)	交通整理員の常駐を計画 搬出用に2トントラックを準備
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (エアコン) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他	有害物質（石綿含有スレート板）有り フロン類使用機器有り	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 (建築物の構造上、取り外しができないため)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン		
発生が見込まれる部分 (注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考 工事着手の時期：平成 年 月 日			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他 (<input type="checkbox"/> 駅前)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 (隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 (大型車交通不可)	交通整理員の常駐を計画 搬出用に2トントラックを準備
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン) <input type="checkbox"/> 無	適正処理の実施 工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (吹付け石綿) <input type="checkbox"/> 無	適正処理の実施 近隣対策及び諸官庁届出済
	その他	有害物質(石綿含有スレート板)有り フロン類使用機器有り	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (上の工程における①→③→④の順序) その他の場合の理由 (屋根ふき材が無いため)	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 ()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		1100 トン	
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	950 トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	80 トン	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考 工事着手の時期：平成 年 月 日			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2) 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）（別表2）

(1) 使用する特定建設資材の種類

工事に使用する特定建設資材について、種類ごとにチェックボックスにチェックマークが付されていることを確認する。なお、発生する特定建設資材廃棄物ではなく、使用する特定建設資材が対象であることに注意する。（別表2の一番上の欄）

(2) 建築物に関する調査の結果

①建築物の状況

新築工事の場合には空欄でよい。増築又は修繕・模様替等の場合には既存建築物の状況を記載する。

建築物のおおよその築年数について記載されていること。届出建物の棟数が記載されていること。

例)

建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年 、 棟数 <u>1</u> 棟 その他 (<u>屋根に破損部分あり</u>)
--------	---

②周辺状況

工事現場の周辺の状況について、周辺にある施設の該当するチェックボックス全てにチェックマークが付されており、隣地の敷地境界と当該構造物との最短距離が記載されていること。また、隣家の建物が近接しているなど、

周辺状況の記載は、工事現場の状況により工事の施工に注意が必要な場合等、安全確保の必要の有無等の判断基準とする。

その他に、例えば、住宅地か、農地か、河川敷か、搬出する前面道路の幅員、交通量の多少など、周辺状況について具体的にその状況が記載されていること。

例)

周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (<u>幼稚園</u>) 敷地境界との最短距離 約 <u>2</u> m その他 (<u>幹線道路(国道)沿い</u>)
------	---

- ・敷地は〇〇団地内、建物が隣地と近接
- ・周辺畑地
- ・住宅地
- ・水田、農道（幅員3m）あり、交通量少ない
- ・市街地、前面道路（片側2車線、幅員約22m）、交通量多い など

(3) 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

①作業場所

工作機械の設置場所、分別を行うための作業場所について、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、現状で作業場所がない場合にはその状況がその他に記載されていること。

工事着手前に実施する措置の内容として、障害物がある場合や、前面道路の幅員が狭い場合には、そのための対策が記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ()	道路使用許可済

(建築物に関する調査の結果の記載例)

- ・100㎡確保可能なため、支障なし
- ・工作機械の設置場所はあるが、分別解体スペースなし など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・廃棄物を分別する空地が不足しているため、隣地を借用する
- ・立木の除去を行う
- ・着手と同時に構造物の一部を除却し、作業場所を確保する など

②搬出経路

廃棄物の発生する現場から、搬出を行なう道路までの搬出経路の状況について段差、樹木、工作物などの障害物の有無や通学路の有無の該当するチェックボックスにチェックマークが付されており、搬出に利用する道路の幅員、その他、交通規制の状況などチェックボックスにないものはその他に記載されていること。

工事着手前に実施する措置の内容として、障害物がある場合や、前面道路の幅員が狭い場合には、そのための対策が記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 その他 (大型車両通行不可)	道路通行許可手続き、施工計画に車両通行時間帯を配慮

(建築物に関する調査の結果の記載例)

- ・立木あり、
- ・およそ50cmの段差あり、
- ・未舗装、
- ・前面道路幅員4m、大型車両通行不可 など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する
- ・搬出経路確保のため鉄板敷きを準備
- ・前面道路が狭いため2 tトラックにて搬出 など

③特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）

修繕・模様替等をする建築物の特定建設資材に、吹き付け石綿等が付着している部分があるか、その有無について該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。

また、付着物がある場合には事前措置の内容が記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無	

（建築物に関する調査の結果の内容の記載例）

- ・ 特定建設資材に付着した飛散性の石綿
- ・ 特定建設資材に付着した非飛散性の石綿 など

（工事着手前に実施する措置の内容の記載例）

- ・ 自治会との協議済、
- ・ 周辺住民への周知、
- ・ 吹き付け石綿の適正処理対策の実施 など

④その他

修繕・模様替等の実施時に、有害物質の発生がある場合などは、種類・発生箇所等について記載がされていること。

注) 無い場合は「無し」と記載されていること。

また、有害物質の発生がある場合には事前措置の内容が記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
その他	変電施設	諸官庁届出済 収集運搬許可事業者へ委託済

（建築物に関する調査の結果の内容及び工事着手前に実施する措置の内容の記載例）

- ・ 鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿 → 諸官庁に届出後、着手前に適正撤去
- ・ 非飛散性であるが適切な措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿 → 湿潤化等の飛散防止を図り手作業で撤去
- ・ 変電施設、PCB使用トランス → 諸官庁に届出後、着手前に撤去搬出
- ・ PCB含有シーリング材 → 着手前に手作業撤去
- ・ CCA等の防腐・防蟻材 → 分別して処分場で埋立若しくは焼却処分
- ・ 特定建設資材に付着していない飛散性の石綿 → 諸官庁に届出後、着手前に適正撤去 など

（工事着手前に実施する措置の内容の記載例）

- ・ 自治会との協議済、
- ・ 周辺住民への周知、
- ・ 吹き付け石綿の適正処理対策の実施、
- ・ PCB使用機器の適正処理の実施 など

(4) 工程ごとの作業内容

①造成等

造成等工事の有無についてチェックマークが付されていること。造成等の工事が対象建設工事に該当する場合は、別途届出が必要である。

②基礎・基礎ぐい

基礎・基礎ぐい工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

③上部構造部分・外装

上部構造部分・外装工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

④屋根

屋根工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤建築設備・内装等

建築設備・内装等工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑥その他

仮設工事など、その他の工事の有無についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。その他の工事がある場合には工程欄カッコ内に具体的な工程が記載されていること。

(5) 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「発生が見込まれる部分又は使用する部分」欄には、様式下欄の「(注)」に従い、以下のようにチェックボックスに適切にチェックマークが付されていること(コンクリート及び鉄から成る建設資材はコンクリート塊に含まれる。)

発生量の見込みについては建物構造別の P.47 「建設資材廃棄物発生量標準値」表を参照(ただし、あくまでも標準値であるため、必ずしも一致しない場合があることに注意が必要。)

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

①「新築・増築・修繕・模様替工事」の場合

特定建設資材が使用される工作物の部分にチェックマークが付されていること。

②「修繕・模様替工事」の場合

特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分にチェックマークが付されている

こと。

③双方に該当する場合

該当箇所の全てについてチェックマークが付されていること。

(6) 備考欄

備考として記載されている事項があれば確認する。

工事着手の時期を記載する。

記載例 ※新築の場合

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他 (_____)		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (幼稚園) 敷地境界との最短距離 約 2 m その他 (幹線道路(国道)沿い、交通量多い)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 (_____)	道路使用許可を取得	
	搬出経路	障害物 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (未舗装) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 (大型車交通可能)	敷鉄板設置により工事用道路の確保 交通整理員の常駐を計画	
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 (_____) <input type="checkbox"/> 無		
	その他	無し		
工程ごとの作業内容	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥その他 (仮設)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	20 トン	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	2 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考 工事着手の時期：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

（別表3）

（1）工作物の構造（解体工事のみ）

解体工事^(注)の場合は、そのチェックボックスにチェックマークが付されているとともに、鉄筋コンクリート造以外の場合には「その他」欄に当該工作物の構造について具体的な記載があること。

例)・アスファルト造、木造など

なお、解体工事以外の工事の場合には記載の必要はない。

(注)別表3において、解体工事とは、橋梁の架替における旧橋撤去工事、不要になった迂回路の撤去工事など、その機能の全て又は一部を完全に失う場合に限られる。

（2）工事の種類

上欄、下欄のそれぞれのチェックボックスにチェックマークが付されていること（新規築造の土木工事の場合は、新築工事のチェックボックスにマークする。）。その他欄のチェックボックスにチェックマークが付されている場合には、カッコ内に、排水路設置、水門設置など具体的な工作物の種類が記載されていること。

（3）使用する特定建設資材の種類

新築・維持・修繕工事の場合は、使用する全ての特定建設資材のチェックボックスにチェックマークが付されていること。なお、解体のみの場合は必要ない。

（4）工作物に関する調査の結果

①工作物の状況

新築工事の場合は空欄でよい。ただし、維持修繕工事若しくは解体工事の場合は記載が必要。対象工作物のおおむねの築造経過年数が記載されていること。また、工作物が複数の場合はその旨について記載されていること。

例)

工作物の状況	築年数 <u>40</u> 年
	その他 ()

・昭和30年築造 など

②周辺状況

工事現場の周辺の状況について、周辺にある施設の該当するチェックボックス全てにチェックマークが付されており、隣地の敷地境界と当該構造物との最短距離が記載されていること。

また、隣家の建物に近接しているなど、周辺状況の記載は、工事現場の状況により工事の施工に必要な場合等、安全確保の必要の有無等の判断基準とする。その他に、例えば、住宅地か、農地か、河川敷か、搬出する前面道路の幅員、交通量の多少など、周辺状況について具体的にその状況が記載されていること。

例)

周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 <u>3</u> m その他 (県道交通量多し、民家密集)
------	--

- ・水田、農道（幅員3m）あり、交通量少ない
- ・市街地、交通量多い など

（５）工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

①作業場所

工作機械の設置場所及び分別作業を行うための作業場所について、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、現状で作業場所がない場合には、その状況がその他に記載されていること。

例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 (工作機器の置き場所がない)	隣地使用の承諾済、道路占用許可済 道路使用許可済

(工作物に関する調査の結果の記載例)

- ・100㎡確保可能なため、支障なし
- ・工作機械の設置場所はあるが、分別解体スペースなし など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・廃棄物を分別する空地が不足しているため、隣地を借用する
- ・立木の除去を行う
- ・敷地が狭いため道路を一時的な機械設置場所として使用するため道路使用許可を得る など

②搬出経路

廃棄物の発生する現場から、搬出を行う道路までの搬出経路の状況について、段差、樹木、工作物などの障害物の有無や通学路の有無の該当するチェックボックスにチェックマークが付されており、搬出に利用する道路の幅員、その他、交通規制の状況などチェックボックスにないものはその他に記載されていること。

工事着手前に実施する措置の内容として、障害物がある場合や、前面道路の幅員が狭い場合には、そのための対策が記載されていること。

例)

	工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 その他 (<u>現道上のため支障なし</u>)	鉄板敷きを施工し搬出経路を確保

(工作物に関する調査の結果の記載例)

- ・立木あり、
- ・およそ50cmの段差あり、
- ・未舗装
- ・前面道路幅員4m、大型車通行不可
- ・前面道路 (片側2車線、幅員約22m) など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する
- ・鉄板敷きを施工し搬出経路を確保する
- ・前面道路が狭いため2tトラックにて搬入 など

③特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)

新築工事の場合は記載は不要。維持修繕工事若しくは解体工事のみ、付着物があるか、その有無について該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。

また、付着物がある場合には事前措置の内容が記載されていること。

例)

	工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<u>吹き付け石綿</u>) <input type="checkbox"/> 無	適正処理の実施 近隣対策及び諸官庁届出済

(工作物に関する調査の結果の内容の記載例)

- ・特定建設資材に付着した飛散性の石綿
- ・特定建設資材に付着した非飛散性の石綿 など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・自治会との協議済、
- ・周辺住民への周知、
- ・吹き付け石綿の適正処理対策の実施 など

④その他

工作物解体時に有害物質の発生がある場合、種類、発生箇所等について記載がされていること。

また、有害物質の発生がある場合には事前措置の内容が記載されていること。

例)

	工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
その他	無し	

(工作物に関する調査の結果の内容及び工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿 → 諸官庁に届出後、着手前に適正撤去
- ・非飛散性であるが適切な措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿 → 湿潤化等の飛散防止を図り手作業で撤去
- ・PCB使用トランス → 諸官庁に届出後、着手前に撤去搬出
- ・PCB含有シーリング材 → 着手前に手作業撤去
- ・CCA等の防腐・防蟻材 → 分別して処分場で埋立若しくは焼却処分
- ・特定建設資材に付着していない飛散性の石綿 → 諸官庁に届出後、着手前に適正撤去 など

(工事着手前に実施する措置の内容の記載例)

- ・自治会との協議済、
- ・周辺住民への周知、
- ・吹き付け石綿の適正処理対策の実施、
- ・PCB使用機器の適正処理の実施 など

(6) 工程ごとの作業内容及び解体方法

①仮設

仮設工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

仮設には一般的にバリケードや保安灯の設置等までもが含まれるが、作業内容における「仮設工事」は、足場仮囲い、養生、山留工、栈橋工、覆工などの設置又は撤去等をいう。

②土工

土工工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお、土工工事とは、路盤掘削、土砂等の掘削、盛土、埋戻し、締め固め等を行う工事をいう。

③基礎

基礎工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお、基礎工事とは、人孔や管きよの基礎、橋脚・橋台の基礎・基礎ぐいなどの設置又は撤去等をいう。

④本体構造

本体構造の工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマ

ークが付されていること。

なお、本体構造の工事とは、道路であれば舗装・街きよ等、橋梁であれば橋脚・橋台・桁・舗装等、河川であれば堤防・護岸等の設置又は撤去等をいう。

⑤本体付属品

本体付属品の工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお、本体付属品とは、防護柵、照明設備、標識などで、具体的には道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に添架されたガードレール、防音壁、電信柱に取り付けられた信号機、案内板、駐車場に設置されたゲートなどが考えられる。

⑥その他

その他の工事がある場合には具体的に記載されていること（①～⑤に該当しない工種などについて記載する。）。

（7）工事の工程の順序（解体工事のみ）

解体工事の場合のみ記載されていること。「上の工程における⑤→④→③の順序」欄にチェックマークが付されていない場合には、「その他」欄のチェックボックスにチェックがされ、カッコ内に具体的な順序の記載があること。また、「その他の場合の理由」欄にその順序によるべき理由の記載があること。理由としては、複数の工程を同時に行う場合や、一部の工程の工事が無い場合などが考えられる。

（8）工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）

解体工事のみ記載されていること。なお、特定建設資材だけでなく全ての資材について記載されている必要があることから、「（9）廃棄物発生見込量」に記載された合計トン数以上の数字でなければならない。ただし、解体工事と新築工事を同一契約で実施する場合には、「（9）廃棄物発生見込量」の数字の方が大きくなる場合がある。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

（9）廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「発生が見込まれる部分又は使用する部分」欄には、様式下欄の「（注）」に従い、以下のようにチェックボックスに適切にチェックマークが付されていること（コンクリート及び鉄から成る建設資材についてはコンクリート塊に含まれる。）。

発生量の見込みについては建物構造別の P.47 「建設資材廃棄物発生量標準値」表を参照（ただし、あくまでも標準値であるため、必ずしも一致しない場合があることに注意が

必要。)

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

①「新築・維持・修繕工事」の場合

特定建設資材が使用される工作物の部分にチェックマークが付されていること。

②「維持・修繕・解体工事」の場合

特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分にチェックマークが付されていること。

③双方に該当する場合

該当箇所 of 全てについてチェックマークが付されていること。

(10) 備考欄

備考として記載されている事項があれば確認する。

工事着手の時期を記載する。

記載例

建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
工事の種類		<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 3 m その他 (幹線道路(県道)上での工事、交通量多い)	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 (現道上における工事)	道路占用許可済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 (現道上のため支障無し)	交通整理員の常駐を計画
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
その他	無し		沿道住民に工事の内容を広報、周知する。
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10 トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	230 トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
備考 工事着手の時期：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建設資材廃棄物発生量標準値

		データ件数	平均値	上位5%値	上位10%値	下位10%値	下位5%値	
解体 (トン/m ²)	木造	建設発生木材	889	0.106	0.246	0.207	0.030	0.004
		Co塊	889	0.270	0.711	0.572	0.030	0
		As塊	889	0.010	0.071	0.025	0	0
	鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	634	0.031	0.107	0.074	0	0
		Co塊	634	1.197	2.284	2.002	0.114	0
		As塊	634	0.019	0.103	0.064	0	0
	鉄骨造	建設発生木材	421	0.027	0.093	0.079	0	0
		Co塊	421	0.547	1.399	1.205	0	0
		As塊	421	0.025	0.164	0.085	0	0
	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	79	0.026	0.093	0.073	0	0
		Co塊	79	0.942	2.368	1.948	0	0
		As塊	79	0.015	0.093	0.056	0	0
コンクリート ブロック造	建設発生木材	110	0.065	0.133	0.118	0	0	
	Co塊	110	0.957	1.858	1.549	0.317	0	
	As塊	110	0.018	0.096	0.079	0	0	
新築・増築 (トン/m ²)	木造	建設発生木材	93	0.016	0.058	0.051	0	0
		Co塊	93	0.010	0.011	0.006	0	0
		As塊	93	0.003	0.004	0	0	0
	鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	1,288	0.002	0.015	0.007	0	0
		Co塊	1,288	0.030	0.161	0.066	0	0
		As塊	1,288	0.006	0.041	0.012	0	0
	鉄骨造	建設発生木材	916	0.002	0.010	0.006	0	0
		Co塊	916	0.054	0.344	0.155	0	0
		As塊	916	0.017	0.101	0.056	0	0
	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	185	0.001	0.006	0.005	0	0
		Co塊	185	0.018	0.081	0.043	0	0
		As塊	185	0.010	0.091	0.016	0	0
コンクリート ブロック造	建設発生木材	-	-	-	-	-	-	
	Co塊	-	-	-	-	-	-	
	As塊	-	-	-	-	-	-	
改修・改築 (トン/百万円)	木造	建設発生木材	218	0.201	0.874	0.536	0	0
		Co塊	218	0.389	1.990	1.030	0	0
		As塊	218	0.026	0.074	0.000	0	0
	鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	2,733	0.050	0.240	0.145	0	0
		Co塊	2,733	0.621	2.454	1.530	0	0
		As塊	2,733	0.055	0.238	0.052	0	0
	鉄骨造	建設発生木材	796	0.059	0.349	0.197	0	0
		Co塊	796	0.634	2.660	1.598	0	0
		As塊	796	0.068	0.357	0.082	0	0
	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	439	0.041	0.213	0.112	0	0
		Co塊	439	0.350	1.859	0.940	0	0
		As塊	439	0.037	0.196	0.026	0	0
コンクリート ブロック造	建設発生木材	52	0.075	0.491	0.307	0	0	
	Co塊	52	2.440	9.186	4.357	0	0	
	As塊	52	0.105	0.660	0.262	0	0	

H20センサス 建築工事搬出量原単位(全国)

※データ件数は、建設リサイクル法対象規模以上の工事件数であり、新築・増築のコンクリートブロック造については、対象のデータ件数が少ないため割愛している。

※これらの値はあくまで目安であり、施工条件によっては、この値を大きく上回ったり下回ったりする場合があります。

収入印紙

ちょう付

建設工事請負契約書

- 1 工事番号及び工事名
 - 2 工事場所
 - 3 工 期 年 月 日から 日間
年 月 日まで
 - 4 請負代金額 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
 - 5 契約保証金
 - 6 解体工事に要する費用等
(1) 解体工事に要する費用
(2) 再資源化等に要する費用
(3) 分別解体等の方法
(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
- 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別添の共同企業体協定書により上記の工事を共同連帯して請け負う。

この契約を証するため、本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所 氏 名 印

受注者 住 所 氏 名 印

(注) 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

備考別表 1

建築物に係る解体工事

1 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 1 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。
 2 仮設費及び運搬費は含まないこと。

2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	(1) 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	(2) 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	(3) 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4) 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5) その他（ ）	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

- 注 1 欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。
 2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

備考別表 3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

注 1 解体工事の場合のみ記載すること。

- 1 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。
- 2 仮設費及び運搬費は含まないこと。

2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	(1) 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(6) その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

注 1 欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

備考別表 1～3 の記載方法の解説

建設工事請負契約書記載事項の取扱い

建設リサイクル法第 13 条の規定による建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）記載事項については、以下によるものとする。

1 解体工事に要する費用

- (1) 記載する金額は請負者の見積金額（直接工事費）を記入する。
- (2) 「解体工事に要する費用」とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用までとし、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。
また、工事現場内における仮置き等に伴う荷卸し・積み込み費用は含まないものとする。
- (3) 解体工事に要する費用については、標準歩掛等（発注者）による積算額と請負者の実施額が必ずしも一致しない場合もあるものとする。
※契約書に記載する目的は、請負者が確実かつ適正に分別解体費用を見込んで応札しているか契約書で確認するものであり、実施費用と発注者側の積算費用との差については問うものではない（契約は総価契約で成立している）。
- (4) 発注者が請負者の実施する施工方法について適切であると判断した場合は、発注者が考えた施工方法（条件明示）と請負者の実施する施工方法が別であった場合についても、変更の必要はない。
ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、変更対象とする。
なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても条件明示を行うものとする。

2 再資源化等に要する費用

- (1) 記載する金額は請負者の見積金額（直接工事費）を記入する。
- (2) 「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に伴う費用とする。
なお、工事現場内における仮置き等に伴う運搬費用は含まないものとする。
- (3) 再資源化等に要する費用については、発注者が条件明示した処理施設（諸条件比較のうえ最適な場所）と請負者の選定した処理施設が異なる場合、または同一の処理施設である場合においても積算単価の相違など、必ずしも一致しない場合もあるものとする。
※契約書に記載する目的は、請負者が確実かつ適正に処理費を見込んで応札しているか契約書で確認するものであり、実施費用と発注者側の積算費用との差については問うものではない。
- (4) 発注者が請負者の実施する処理施設について適切であると判断した場合は、発注者が考えた処理施設（条件明示）と請負者の設定する処理施設が別であった場合についても、変更の必要はない。
ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、変更対象とする。
なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても条件明示を行うものとする。

3 分別解体等の方法

- (1) 分別解体等の方法は、請負者が予定している方法を記入する。
- (2) 発注者の設定する分別解体等の方法は設計図書等に条件明示を行う。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

- (1) 施設の名称及び所在地については、特定建設資材廃棄物の種類により受入先が異なる場合等は複数記入する。
- (2) 受入先は、請負者が予定している施設名称等を記入する。
発注者の設定する処理施設の名称等は設計図書等に条件明示を行う。

収入印紙
ちょう付

建設工事変更請負契約書

工事番号及び工事名

工 事 場 所

発注者 と受注者 とが 年 月
日に締結した請負契約の一部を次のとおり変更する。

- | | | |
|---------------------------|---------|----------|
| 1 変更工期 | 年 月 日から | 延長 |
| | 年 月 日まで | 日間
短縮 |
| 2 請負代金変更額 | | 円 増 減 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円 増 減 |
| 3 請負代金変更額に対する
契約保証金変更額 | | 円 増 減 |
| 4 解体工事に要する費用等に係る変更事項 | | |
| 5 変更設計図書 | 別冊のとおり | |
| 6 その他の変更事項 | 別冊のとおり | |

この契約を証するため、本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名 印

受注者 住 所
氏 名 印

注 「延長
短縮」及び「増減」については、不用のものを消すこと。

第 号
平成 年 月 日

_____ 殿

_____ 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

工 事 内 容	工事名			
	施工場所			
	概要	工事の種類及び規模 <input type="checkbox"/> 建築物の解体工事 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____ m ² <input type="checkbox"/> 建築物の新築又は増築工事 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____ m ² <input type="checkbox"/> 建築物の新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途_____、階数_____、請負代金_____ 万円(税込) <input type="checkbox"/> 建築物以外の解体工事又は新築工事等 () 注2 請負代金_____ 万円(税込)		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
請 負 者	会社名			現場代理人
	所在地	〒 -		
	電話番号	- - (内線)	FAX	- -
[提出者]				
所属名 _____		担当職氏名 _____		
		電話番号 - - (内線)		

注1) 通知書のあて先は茨城県知事又は特定行政庁である市の長とし、それぞれ所管する課所等に提出すること。

注2) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入すること(例：舗装、築堤、土地改良等)。

注3) 複数の工事に関して一括して通知するときは、別添様式も使用すること。

(別添様式)

工 事 概 内 容	工事名			
	施工場所			
	工事の種類及び規模	<input type="checkbox"/> 建築物の解体工事 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____㎡ <input type="checkbox"/> 建築物の新築又は増築工事 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____㎡ <input type="checkbox"/> 建築物の新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの 用途_____、階数_____、請負代金_____万円(税込) <input type="checkbox"/> 建築物以外の解体工事又は新築工事等 ()注2 請負代金_____万円(税込)		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
請 負 者	会社名			現場代理人
	所在地	〒 -		
	電話番号	- - (内線)	FAX	- -
[提出者]				
所属名 _____		担当職氏名 _____		
		電話番号 - - (内線)		

再 資 源 化 等 報 告 書

工 事 番 号	
工 事 名	
請 負 人	
現 場 代 理 人	

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 再資源化が完了した年月日
平成 年 月 日
2. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
別添 再生資源利用促進実施書のとおり
3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
_____万円（税込み）

第4章 その他（参考資料）

建設リサイクル法による事務手続きについて、土木部検査指導課がこれまで発出した以下の通知等を次頁以降に掲載しています。

掲 載 通 知 等	
H 1 4 事務連絡（当面の運用）	【平成14年5月29日付け事務連絡】
H 1 4 事務連絡（補足説明）	【平成14年6月13日付け事務連絡】
H 1 6 事務連絡	【平成16年8月23日付け事務連絡】
1 1 条取扱要領 通知書の提出先一覧等	【平成14年5月29日付け検第268号】

本庁関係各課長 殿
関係出先機関の長 殿

建設リサイクル法の施行に伴う契約事務の手續き

(別添1)

1 対象建設工事である旨の明示

建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事については、工事の発注に際して以下の事項を明示するものとする。

監理課副参事(建設業担当)
検査指導課建設リサイクル推進室長

公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手續きの

当面の運用について(通知)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)の施行に伴い、土木部の発注する公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手續きに関しては、当面、別添のとおり運用することとする。

ただし、平成14年5月29日までに締結した建設工事請負契約書については、従前の例によることとする。

なお、各土木事務(業)所長にあつては、貴管内の市町村に対しても周知願います。

別添1 建設リサイクル法の施行に伴う契約事務手續きについて

別添2 建設工事請負契約書記載事項の取扱い及び設計図書における条件明示の方法について

- (1) 入札公告、公募型指名競争入札実施案内に係る掲示に記載する事項
「この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。」

(2) 競争参加資格確認通知書、工事入札通知書に記載する事項

「この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をすすめるための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。」

2 建設リサイクル法第12条及び同法第13条に関する手續について

以下の(1)、(2)、(3)の手續により建設リサイクル法第12条に基づく説明並びに第13条の規定に基づく契約書記載事項の合意のための協議を行うものとする。

(1) 協議実施の通知

契約担当者は、落札者決定後速やかに建設リサイクル法第12条に基づく説明及び同法第13条に基づき契約書に記載する事項について工事担当者と協議する旨、落札者に通告する。

(2) 建設リサイクル法第12条に関する手續

工事担当者は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書(別紙1～4及び別紙1に示す添付資料)の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法等について適切であることを確認したうえで、速やかにその旨を契約担

当者に報告する。

(3) 建設リサイクル法第13条に関する手続

契約担当者は、落札者が提出する契約書案の別紙に添付する解体工事に要する費用等必要事項(別紙 2~4)について、(2)により交付された説明書との整合の確認後、契約締結を行う。

(4) 契約変更

契約変更の手続は、その必要が生じた都度、発注者と請負者が協議の上、(2)及び(3)の手続に準拠し、速やかに行うものとする。

(別紙1)

説明書

平成 年 月 日

様

氏名 (法人にあっては法人又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号) (電話番号)

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表1~3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(別紙2)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の理由()
② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の理由()
③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤ その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

91

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等を要する施設の種類 施設の名称 所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

(別紙3)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④ 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥ その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

3. 再資源化等を要する施設の種類 施設の名称 所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

様式第2号 (第8条第1項)

収入印紙
ちよう付

建設工事請負契約書

1 工事番号及び工事名 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

2 工事場所 _____

3 工期 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

4 請負代金額 _____ 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

5 契約保証金 _____ 円

6 解体工事に要する費用等
(1) 解体工事に要する費用 _____ 円
(2) 再資源化等に要する費用 _____ 円
(3) 分別解体等の方法 _____ 別紙のとおり※
(4) 再資源化等を要する施設の名称及び所在地 _____ ※別紙2～4のうち該当するものを添付

上記の工事について、発注者と請負人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によつて公正な請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。
また、請負人が共同企業体を結成している場合には、請負人は、別添の共同企業体協定書により上記の工事を共同運帯して請け負う。
この契約を証するため、本書 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日 発注者 住 所 氏 名 印

年 月 日 請 負 人 住 所 氏 名 印

(注) 請負人が共同企業体を結成している場合には、請負人の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

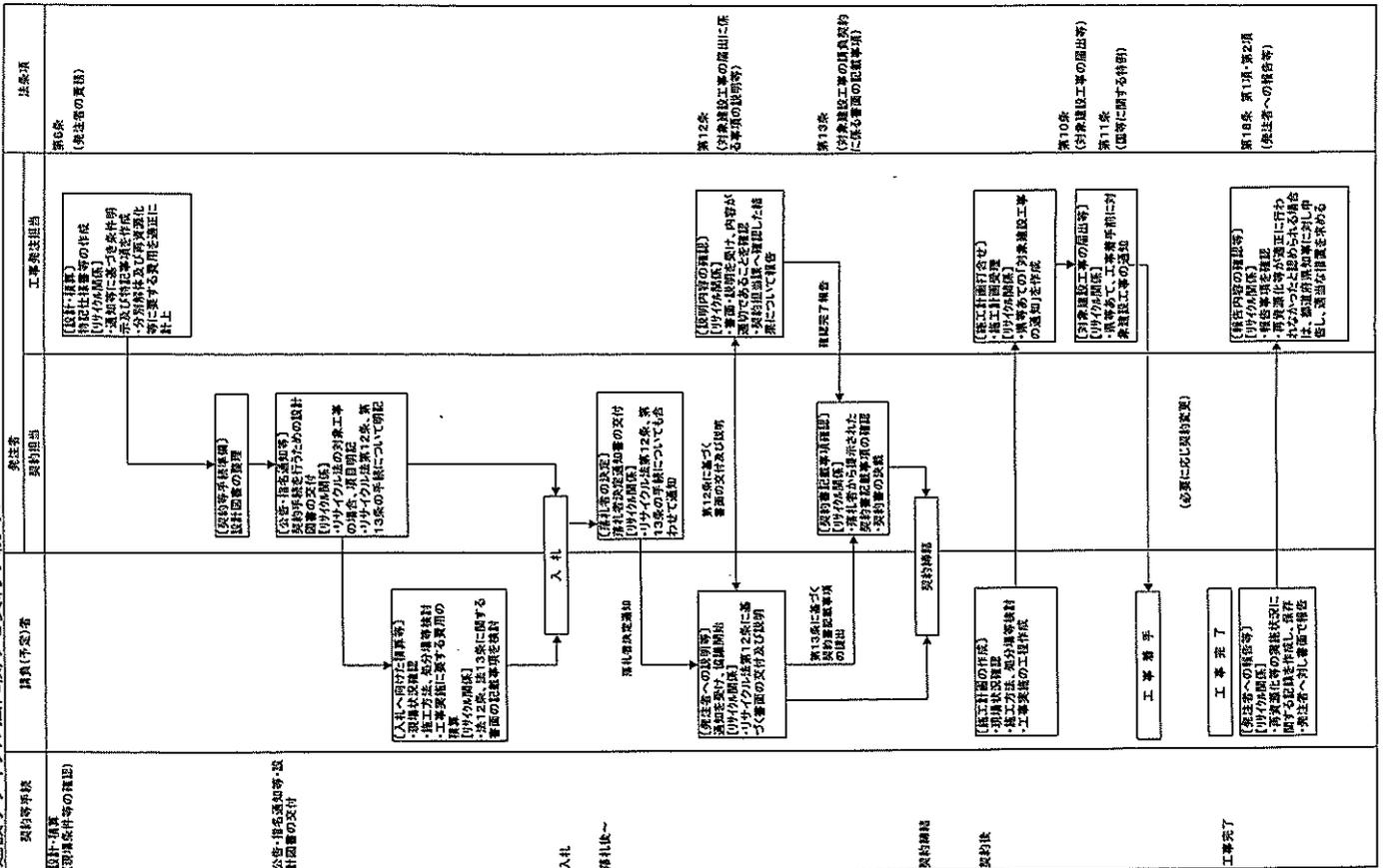
3. 再資源化等を要する施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の種類	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

建設リサイクル法に関する契約手続等フロー



(別添 2)

建設工事請負契約書記載事項の取扱い及び設計図書における条件明示の方法

I. 建設工事請負契約書記載事項の取扱い

建設リサイクル法第 13 条による建設工事請負契約書 (以下「契約書」という。) 記載事項については、以下によるものとする。

1 分別解体等の方法

- (1) 分別解体等の方法は、請負者が予定している方法を記入する。
- (2) 発注者の設定する分別解体等の方法は設計図書等に条件明示を行う。

2 解体工事に要する費用

- (1) 記載する金額は請負者の見積金額 (直接工費) を記入する。
- (2) 「解体工事に要する費用」とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用までとし、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。また、工事現場内における仮置き等に伴う荷卸し・積み込み費用は含まないものとする。
- (3) 解体工事に要する費用については、標準歩掛等 (発注者) による積算額と請負者の実施額が必ずしも一致しない場合もあるものとする。

※契約書に記載する目的は、請負者が確実かつ適正に分別解体費用を見込んで応札しているか契約書で確認するものであり、実施費用と発注者側の積算費用との差については問うものではない。(契約は総師契約で成立している。)

- (4) 発注者が請負者の実施する施工方法について適切であると判断した場合は、発注者が考えた施工方法 (条件明示) と請負者の実施する施工方法が別であった場合についても、変更の必要はない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、変更対象とする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても条件明示を行うものとする。

3 再資源化等をすすめる施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称及び所在地については、特定建設資材廃棄物の種類により受入先が異なる場合は複数記入する。

(2) 受入先は、請負者が予定している施設名称等を記入する。

発注者の設定する処理施設の名称等は設計図書等に条件明示を行う。

4 再資源化等に要する費用

(1) 記載する金額は請負者の見積金額（直接工事費）を記入する。

(2) 「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に伴う費用とする。

なお、工事現場内における仮置き等に伴う運搬費用は含まないものとする。

(3) 再資源化等に要する費用については、発注者が条件明示した処理施設（諸条件比較のうち最適な場所）と請負者の選定した処理施設が異なる場合、または同一の処理施設である場合においても積算単価の相違など、必ずしも一致しない場合もあるものとする。

※契約書に記載する目的は、請負者が適正かつ適正に処理費を見込んで応札しているか契約書で確認するものであり、実施費用と発注者側の積算費用との差については問うものではない。

(4) 発注者が請負者の実施する処理施設について適切であると判断した場合は、発注者が考えた処理施設（条件明示）と請負者の設定する処理施設が別であった場合についても、変更の必要はない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、変更対象とする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても条件明示を行うものとする。

II. 設計図書における条件明示の方法 [別添記載例参照]

1 再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書（特記仕様書等）に記載し契約事項とする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

2 建設リサイクル法で定める対象建設工事については、建設リサイクル法第13条により定められた契約書への記載事項のうち、「分別解体等の方法」、「再資源化等をする施設の名称及び所在地」のほか、受入時間等の処分条件について設計図書等に記載し、発注者の設定する積算条件を請負予定者に対し明確にすることとする。

また、変更等の取扱い及び完了報告についても記載することとする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

3 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。（設計図書に記載）

【別 添】設計図書等における記載例

茨城県土木部が発注する分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事については、「茨城県建設リサイクルガイドライン」を遵守しつつ、以下を参考とし、設計図書に条件明示（特記仕様書に記載）すること。

a. 分別解体等・再資源化等【建設リサイクル法の対象建設工事】

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をすすめる施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート	〇〇(株) 〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇〇〇-〇〇-〇〇
75アット・コンクリート	(株) 〇〇工場	〇〇県〇〇町〇〇〇〇-〇〇-〇〇

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受入時間

〇〇(株) 〇〇工場：00時00分～00時00分
(株) 〇〇工場：00時00分～00時00分

④その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

2. 請負者は、分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、別添様式1により監督員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

b. その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の計画等

建築物の構造※ <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()	建築物の状況		
周辺状況			
作業場所の状況			
搬出経路の状況			
残存物品の有無			
付着物の有無			
その他()			
作業場所の確保			
搬出経路の確保			
残存物品の搬出の確保			
その他()			
工事着手前に実施する措置の内容			
工事着手の時期表	平成 年 月 日		
工程	作業内容	分別解体等の方法	
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 <input type="checkbox"/> 併用の場合の理由()	
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 <input type="checkbox"/> 併用の場合の理由()	
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 <input type="checkbox"/> 併用の場合の理由()	
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 <input type="checkbox"/> 併用の場合の理由()	
⑤その他	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 <input type="checkbox"/> 併用の場合の理由()	
工事の工程の順序	①→②→③→④の順序 □上の工程における①→②→③→④の順序 □その他() □その他の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※ ※特定建設資材陸揚物の種類ごとの量の見込み及び建築物の発生が見込まれる建築物の部分	種類 量の見込み トン	発生が見込まれる部分(注) □コンクリート塊 ① ② ③ ④ □アスファルト・コンクリート塊 ① ② ③ ④ □建設発生木材 ① ② ③ ④	
備考	(注) ①運搬設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他		

※以外の別項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

事務連絡
平成14年6月13日

建設リサイクル推進員 殿

検査指導課建設リサイクル推進室

公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの
当面の運用に関する補足説明について

平成14年5月29日付け事務連絡(「公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用について(通知)」)で、土木部の発注する公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きに關して通知したところですが、「(別添1)2(2)建設リサイクル法第12条に關する手続き」で記載している別紙1(説明書)に示す添付資料の様式(別表1~3)が添付されていませんでしたので、送付いたします。

※通知本文には変更はありませんので、法12条の説明時に、工事担当者は、別紙1、別紙1の添付資料(別表1~3(該工種のもののみ)、工程の概要)、別紙2~4(該工種のもののみ)をもって説明を受けることとなります。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
建築物の状況		
周辺状況		
作業場所の状況		
搬出経路の状況		
付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）		
その他（ ）		
作業場所の確保		
搬出経路の確保		
工事着手前に実施する措置の内容		
その他（ ）		
工事着手の時期※	平成 年 月 日	
工程	作業内容	
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
廃棄物の種類	種類	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
特定建設資材廃棄物の種類	コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
特定建設資材の見込み並に特定建設資材が使用される建設物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建設物の部分	アスファルト・コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	建設発生木材	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
備考	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他	

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工物の種類	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
工物の状況	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材 工物の状況	
周辺状況		
作業場所の状況		
搬出経路の状況		
付着物の有無（解体・修繕工事のみ）		
その他（ ）		
作業場所の確保		
搬出経路の確保		
工事着手前に実施する措置の内容		
その他（ ）		
工事着手の時期※	平成 年 月 日	
工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
⑥その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他（ ） その他の場合の理由（ ）	
廃棄物の種類	種類	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
特定建設資材廃棄物の種類	コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
特定建設資材の見込み並に特定建設資材が使用される建設物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建設物の部分	アスファルト・コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	建設発生木材	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
備考	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他	

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

事務連絡
平成16年8月23日

部内各課長 殿
部内出先機関の長 殿

検査指導課建設リサイクル推進室長

別添1

建設リサイクル法第12条及び同法第13条に関する手続きについて

以下の手続きにより建設リサイクル法第12条に基づく説明並びに第13条に基づく契約書記載事項の合意のための協議を行うものとする。

(1) 協議実施の通知

契約担当者は、落札者決定後速やかに建設リサイクル法第12条に基づく説明及び同法第13条に基づき契約書に記載する事項について工事担当者とは協議する旨、落札者に通告する。

(2) 建設リサイクル法第12条に関する手続き

工事担当者は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書(様式第1号の2)、説明書の添付資料(建設リサイクル法省令別記様式第1号別表1～別表3のうち該当するものに必要事項を記載したものと及び工程の概要を示す資料)及び解体工事に要する費用等(備考別表1～備考別表3のうち該当するもの)の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認したうえ、速やかにその旨を契約担当者に報告する。

(3) 建設リサイクル法第13条に関する手続き

契約担当者は、落札者が提出する契約書案の別紙に添付する解体工事に要する費用等(備考別表1～備考別表3のうち該当するもの)について、(2)により交付された説明書等との整合の上、契約締結を行う。

(4) 契約変更

契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、発注者と請負者が協議の上、(2)及び(3)の手続きに準拠し、速やかに行うものとする。

公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きについて(再確認)

このことについて、平成14年5月29日付け事務連絡「公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用について(通知)」及び平成14年6月13日付け事務連絡「公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用に関する補足説明について」により、土木部の発注する公共建設工事の当面の運用に関する補足説明について「土木部」により、土木部の発注する公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きについて通知したところですが、同法第12条(対象建設工事の通知に係る事項の説明等)及び同法13条(対象建設工事の請負契約に係る記載事項)に関する手続き及び添付書類についての問合せ等が多々あります。

したがって、同法第12条及び第13条に関する手続き及び添付書類については、別添のとおりですので、再度確認をお願いします。

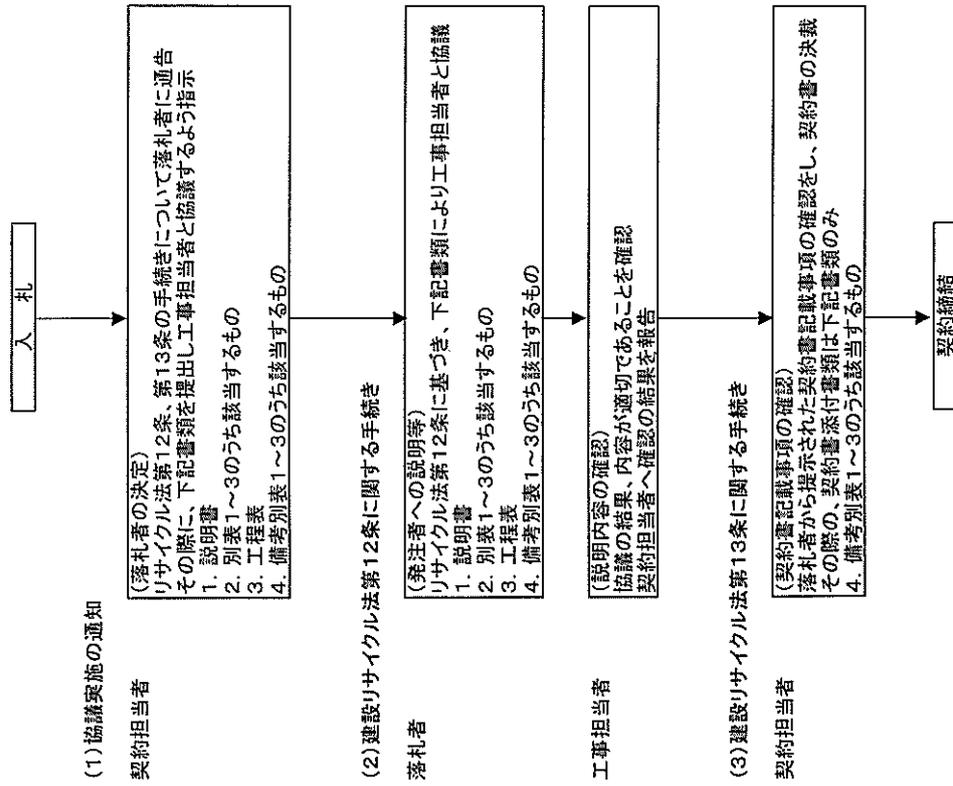
なお、各土木事務(業)所長にあっては、貴管内の市町村に対しても周知をお願いします。

(参 考)

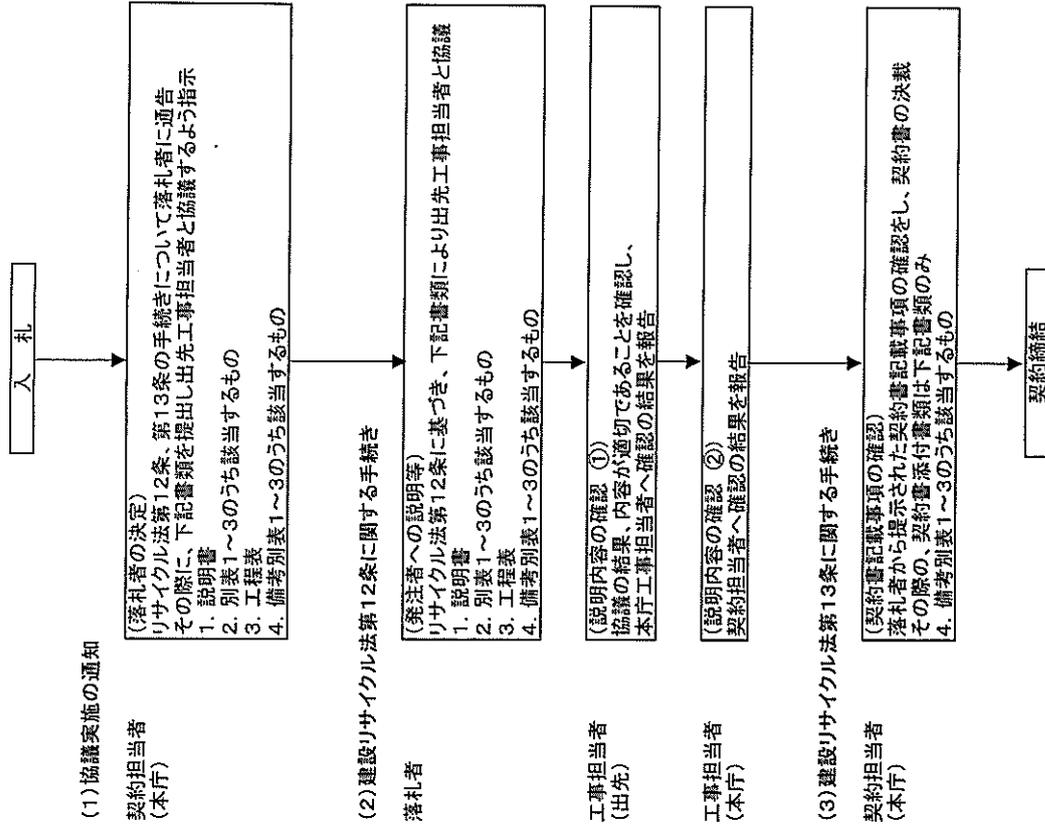
1. 公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用について(通知)【平成14年5月29日付け事務連絡】
2. 公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用に関する補足説明について【平成14年6月13日付け事務連絡】
3. 茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第69号)及び茨城県建設コンサルタント業務執行規則(平成8年茨城県規則第19号)の一部改正について(通知)【平成15年8月4日付け監第839号】

検査指導課建設リサイクル推進室
栗原 TEL 029-301-4386

建設リサイクル法第12条及び同法第13条に関する手続きについて
【契約と工事同一事務所(課)の場合】



建設リサイクル法第12条及び同法第13条に関する手続きについて
【契約(本庁)と工事(出先)の場合】



建築物に係る解体工事

1 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

注 1 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。
2 仮設費及び運搬費は含まないこと。

2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法		
(1) 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
(2) 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
(3) 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(4) 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(5) その他（ ）	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

注 1 欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 解体工事に要する費用（直接工事費） なし

2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法		
(1) 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(2) 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(3) 上部構造部分・外装材等	上部構造部分・外装材等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(4) 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(5) 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(6) その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

注 1 欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 1 解体工事の場合のみ記載すること。
 2 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。
 3 仮設費及び運搬費は含まないこと。

2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
(1) 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(2) 土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(3) 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(4) 本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(5) 本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(6) その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

- 注 1 □欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。
 2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等を要する施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

検 第 268 号
平成14年 5月29日

部内関係各課長 殿
部内関係出先機関の長 殿

検査指導課長
(公印省略)

「茨城県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に基づく対象建設工事の計画の通知に関する取扱要領」の制定について（通知）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）が平成14年5月30日から完全施行されることに伴い、法第11条の規定により、国の機関又は地方公共団体が対象建設工事をしようとするときは、知事に対して通知をすることが必要となります。そこで、知事による通知の受付に関し別添のとおり「茨城県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に基づく対象建設工事の計画の通知に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を定めたので通知します。

なお、各土木事務(業)所においては、管内各市町村に対し取扱要領の写しを参考送付願います。

茨城県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条
の規定に基づく対象建設工事の計画の通知に関する取扱要領

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第11条の規定に基づく通知の受付にあたっては、下記の事項に配慮して取り扱うものとする。

記

1 対象建設工事の定義

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材の4品目）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「政令」という。）で定める規模基準以上の工事である。

よって、特定建設資材を使用しない工種及び特定建設資材廃棄物を排出しない工種のみで構成される工事は、規模基準以上の工事であっても、「対象建設工事」とはならない。

(1) 建築物等

- ① 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」を指す。
- ② 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定めるものを指す。
- ③ 「その他の工作物」とは、土木工作物、機械設置等建築物以外の工作物を指す。

(2) 新築工事等

- ① 「新築工事等」とは、「新築工事」、「増築工事」又は「修繕又は模様替工事」を指す。
- ② 「修繕」とは、建築物の傷んだり不都合の生じてきた部分を、同じ材料を用いて、元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業を指す。
- ③ 「模様替」とは、建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業を指す。

2 対象建設工事規模基準

政令に規定されている対象建設工事規模基準は下表のとおりである。

対象建設工事		規模基準
建築物	解体工事	延べ床面積80㎡以上
	新築・増築工事	延べ床面積500㎡以上
	修繕又は模様替工事	請負金額1億円以上
その他の工作物		請負金額500万円以上

(1) 土木工作物について

土木工作物の工事に関しては、工事の種類（解体工事、新築工事等）によって規模基準を区分していない。

(2) 特定建設資材の使用量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材の使用量に関する基準は、示されていない。これは、使用量にかかわらず特定建設資材を使用する工事で、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合は、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材の使用が計画されていない場合であっても、雑工、仮設工（木矢板工など）等で特定建設資材の使用を計画している場合には対象建設工事となる。

例をあげると、築堤工事を主たる工種とする工事において、コンクリート二次製品による排水工を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば、対象建設工事となる。

(3) 特定建設資材廃棄物の排出量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材廃棄物の排出量に関する基準は、示されていない。これは、排出量にかかわらず特定建設資材廃棄物を排出する工事で、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合は、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材廃棄物の排出が計画されていない場合であっても、雑工、仮設工等で計画している場合には対象建設工事となる。

例をあげると、築堤工事を主たる工種とする工事において、仮設工で、アスファルト舗装道の設置・撤去を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば、対象建設工事となる。

3 特定建設資材の定義

政令に規定されている特定建設資材は、政令により表の左側に示す以下の4品目が定められている。各々の具体例は下表の右側のとおりである。

コンクリート	現場打ちコンクリート(無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等)、無筋コンクリート二次製品
コンクリート及び鉄から成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品(鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品)
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

(1) アスファルト・コンクリートについて

防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材に該当しない。

(2) 木材について

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草木類は特定建設資材に該当しない。

4 特定建設資材廃棄物の定義

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。廃棄物の形態としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を指す。

建設資材廃棄物には、建設汚泥、建設混合廃棄物、廃石膏ボード、廃塩化ビニール管、ガラスくず、陶磁器くず、紙くず等様々なものがあるが、現在、特定建設資材廃棄物とされているのは、上記の3品目である。

なお、工事に伴う伐採材・除根材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に規定する産業廃棄物に該当するが、建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物ではない。

また、植栽維持工や除草工により発生する伐採材、剪定枝、刈草等は、廃掃法に規定する産業廃棄物には該当せず(一般廃棄物)かつ特定建設資材廃棄物にも該当しない。

5 計画の通知

工事の着手前に予め通知書の提出が必要である。
なお、県の工事に関しては、別紙様式によるものとする。

6 計画の通知先

計画の通知先については、当該工事の施工場所により、下表のとおりとする(詳細は政令第8条を参照)。

当該工事の施工場所	計画の通知先
建築主事を置く市町村の場合	市町村長
限定的建築主事を置く市町村の場合	原則として知事(国及び県の工事に関しては土木部検査指導課扱い、その他の工事に関しては各地方総合事務所建築指導課扱い)
建築主事を置かない市町村の場合	知事(国及び県の工事に関しては土木部検査指導課扱い、その他の工事に関しては各地方総合事務所建築指導課扱い)

なお、当該工事が複数の市町村にまたがる場合は、上の区分で該当するすべての長あてに通知をすることが必要である。ただし、通知先は同一であるが窓口が異なる場合については、主たる市町村を管轄する窓口へ提出するものとする。

(1) 限定的建築主事を置く市町村について

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる戸建住宅等の建築物(その建築に関して知事の許可を必要とするものを除く。)に限り、計画の通知先は、市町村長となる。

7 対象建設工事とならない工種について

特定建設資材の使用及び特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種のみから構成される工事については、対象建設工事とならない。

なお、これらの工事であっても、基礎、仮設、付属物等に特定建設資材を使用する場合、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合は対象建設工事となる。

特定建設資材の使用及び特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種の例は、以下のとおりである。

(1) 共通的工種

① 植生工

植生工としての種子吹付工、厚層基材吹付工、張芝工その他これに類する工事を指す。

② 植栽維持工

植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事を指す。

③ 区画線工

④ 既製杭工

既製杭打設(コンクリート杭等を除く鋼管杭等)その他これに類する工事を指す。

⑤ 地盤改良工

路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、サンドマット工、パーチカルドレン工(ペーパードレン、サンドドレン等)、締固改良工(サンドコンパクション等)、固結工、敷砂・採石マット工、深層混合処理工、載荷その他これに類する工事を指す。

⑥ 土工

掘削工、盛土工、盛土補強工、整形仕上げ工、天端砂利敷工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、表土保全工その他これに類する工事を指す。

⑦ 裏込工・裏埋工

裏込工としての捨石の投入、裏埋工としての土砂の投入その他これらに類する工事を指す。

⑧ 法面工

法面工としての植生工、吹付工(コンクリート吹付工を除く。)、かご工、補強土壁工その他これらに類する工事を指す。

⑨ 鋼矢板工

鋼矢板打設工、鋼管矢板打設工その他これに類する工事を指す。

⑩ 付属物設置工

銘板工、境界工(境界杭、距離標等の設置に係るものをいう。)その他これに類する工事を指す。

(2) 河川工事

- ① 堤防養生工
堤防養生工としての芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工事を指す。
- ② 管理用通路工
管理用通路補修工としての天端補修工（コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工を除く。）その他これに類する工事を指す。
- ③ 清掃工
清掃工としての塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工事を指す。
- ④ 腹付工
腹付工及び腹付工としての覆土工、植生工その他これらに類する工事を指す。
- ⑤ 側帯工
側帯工及び側帯工としての縁切工、植生工その他これらに類する工事を指す。
- ⑥ 現場塗装工
現場塗装工としての付属物塗装工その他これに類する工事を指す。
- ⑦ 水制工
水制工としての捨石工、かご工その他これらに類する工事を指す。
- ⑧ 護岸工
護岸工としての空石積（張）工、蛇籠工その他これらに類する工事を指す。
- ⑨ 護床工
護床工としての沈床工（そだ沈床等）、捨石工、かご工その他これらに類する工事を指す。
- ⑩ 浚渫工
河川、湖沼、海域の浚渫工その他これらに類する工事（覆砂工など）を指す。
- ⑪ 突堤工
突堤工としての捨石工、吸い出し防止工その他これに類する工事を指す。
- ⑫ 海域堤防工
海域堤防工（離岸堤、人工リーフなど）としての捨石工その他これに類する工事を指す。
- ⑬ 鋼製ダム工
鋼製ダム工としての鋼製ダム本体工その他これに類する工事を指す。
- ⑭ フィルダム工
フィルダム工としての盛立工を指す。
- ⑮ 基礎グラウチング工
ボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工事を指す。
- ⑯ アンカー工
グラウンドアンカー工、ロックボルト工（受圧板がコンクリート製の場合を除く。）を指す。
- ⑰ 地下水排除工
地下水排除工としての横ボーリング工を指す。
- ⑱ 杭工

地すべり抑止のための杭工（コンクリート製の杭を除く。）を指す。

(3) 道路工事

① 道路清掃工

道路清掃工としての路面清掃工、路肩清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工、雑作業工その他これらに類する工事を指す。

② 植栽維持工

植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事を指す。

③ 除草工

除草工としての道路除草工その他これに類する工事を指す。

④ 除雪工

除雪工としての一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工その他これらに類する工事を指す。

⑤ 現場塗装工

現場塗装工としての橋梁現場塗装工、付属物塗装工、張紙防止塗装工その他これらに類する工事を指す。

(4) 公園緑地工事

① 植生基盤工

植生基盤工としての透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工事を指す。

② 樹木整枝工

高中木整枝工、低木整枝工、樹勢回復工その他これらに類する工事を指す。

③ 施設仕上げ工

塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工事を指す。

④ 自然育成植栽工

湿地移設工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工事を指す。

(5) 港湾工事及び港湾海岸工事

① 航路・泊地工

航路・泊地工としての浚渫工その他これらに類する工事を指す。

② 基礎工

基礎捨石工、捨石均し工その他これらに類する工事を指す。

③ 被覆工

被覆石工、被覆均し工その他これらに類する工事を指す。

④ 付属工

防舷材工、縁金物工、防食工その他これらに類する工事を指す

⑤ 埋立工

埋立工としての土砂の投入その他これらに類する工事を指す。

⑥ 維持補修工

係船柱塗装工、車止・縁金物塗装工その他これらに類する工事を指す。

(6) 営繕工事

① 建築工事

鉄骨工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、建具工事（木製を除く。）、塗装工事、内装工事、植栽工事を指す。

② 電気設備工事

電力設備工事、受変電設備工事、静止形電源設備工事、発電設備工事、通信情報設備工事、中央監視制御設備工事を指す。

③ 機械設備工事

空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、搬送設備工事を指す。

(7) 電気通信設備工事(特定建設資材を使用、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除く。)

(8) 機械設備工事(特定建設資材を使用、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除く。)

(9) 空港工事

① 土木工事

ア 塗装工

鋼材面の塗装、コンクリート面の塗装その他これらに類する工事を指す。

イ 標識工

路面表示その他これに類する工事を指す。

ウ 緑地工

植樹工、移植工、張芝工、筋芝工、植生工その他これらに類する工事を指す。

エ 溶接及び切断

溶接、ガス切断その他これらに類する工事を指す。

オ 付属工作物

タイダウンリング、アース、ケーブルダクトその他これらに類する工事を指す。

② 土木維持工事

草刈工、舗装面清掃工、脱油清掃工、排水溝清掃工、標識工、塗装工、植木手入工、ゴム除去工、目地補修工その他これらに類する工事を指す。

③ 除雪工事

スノーパ除雪、プラウ除雪、氷盤処理その他これらに類する工事を指す。

④ 建築工事

鉄骨工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、建具工事（木製を除く。）、塗装工事、内装工事、植栽工事を指す。

⑤ 電気設備工事

電力設備工事、受変電設備工事、静止形電源設備工事、発電設備工事、通信情報設備工事、中央監視制御設備工事を指す。

⑥ 機械設備工事

空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、搬送設備工事を指す。

⑦ 航空灯火・電気施設工事

航空灯火設備、エプロン照明灯設備、道路駐車場照明設備・ケーブルダクト設備、受配電設備、監視制御設及びこれらに付帯する設備工事を指す。

⑧ 航空無線工事

空中線設備、通信機器、可搬型機器、電力設備及びこれらに付帯する設備工事を指す。

(10) 土地改良事業等に係る工事

① 護岸工

護岸工としての空石積(張)工、蛇籠工その他これらに類する工事を指す。

② 護床工

護床工としての沈床工(そだ沈床等)、捨石工、かご工その他これらに類する工事を指す。

③ 浚渫工

河川、湖沼、海域の浚渫工その他これらに類する工事(覆砂工など)を指す。

④ フィルダム工

フィルダム工としての盛立工を指す。

⑤ 基礎グラウチング工

ボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工事を指す。

⑥ アンカー工

グラウンドアンカー工、ロックボルト工(受圧板がコンクリート製の場合を除く。)を指す。

⑦ 地下水排除工

地下水排除工としての横ボーリング工を指す。

⑧ 除雪工

工事用道路、仮設道路の除雪を行う工事を指す。

⑨ 現場塗装工

現場塗装工としての橋梁現場塗装工、水門塗装工その他これに類する工事を指す。

⑩ 基礎工

基礎捨石工、捨石均し工その他これらに類する工事を指す。

⑪ 埋立工

埋立工としての土砂の投入その他これらに類する工事を指す。

⑫ 建築工事

鉄骨工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、建具工事(木製を除く。)、塗装工事、内装工事、植栽工事を指す。

⑬ 電気設備工事

電力設備工事、受変電設備工事、静止形電源設備工事、発電設備工事、通信情報設備工事、中央監視制御設備工事を指す。

⑭ 機械設備工事

空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、搬送設備工事を指す。

通 知 の 提 出 先 一 覧

工事の現場	市町村工事	国・県発注工事
水戸市・日立市・北茨城市・高萩市・ひたちなか市・土浦市・取手市・つくば市・古河市 内で施工される工事	管轄する市の 建築担当課	
上以外の市町村内で施工される 工事	管轄する 県民センター総室県央建築指導室・ 各県民センター建築指導課	県検査指導課

【提出先住所等】

	担 当 窓 口	住所・電話番号
県	土木部検査指導課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL. 029-301-4386(直)
	県民センター総室 県央建築指導室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL. 029-301-4784(直)
	県北県民センター 建築指導課	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 TEL. 0294-80-3344(直)
	鹿行県民センター 建築指導課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 TEL. 0291-33-4114(直)
	県南県民センター 建築指導課	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 TEL. 029-822-8519(直)
	県西県民センター 建築指導課	〒308-8510 筑西市二木成615 TEL. 0296-24-9154(直)
市	水戸市 都市計画部建築指導課	〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL. 029-224-1111(代)
	日立市 都市建設部建築指導課	〒317-8601 日立市助川町1-1-1 TEL. 0294-22-3111(代)
	北茨城市 都市建設部都市計画課	〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630 TEL. 0293-43-1111(代)
	高萩市 建設経済部建設課	〒318-8511 高萩市本町1-100-1 TEL. 0293-23-2111(代)
	ひたちなか市 都市整備部建築指導課	〒312-8501 ひたちなか市東石川2-10-1 TEL. 029-273-0111(代)
	土浦市 都市整備部建築指導課	〒300-8686 土浦市下高津1-20-35 TEL. 029-826-1111(代)
	取手市 建設部建築指導課	〒302-8585 取手市寺田5139 TEL. 0297-74-2141(代)
	つくば市 都市建設部建築指導課	〒305-8555 つくば市苅間2530-2 TEL. 029-883-1111(代)
	古河市 都市計画部建築指導課	〒306-0291 古河市下大野2248 TEL. 0280-92-3111(代)

【特定建設資材】を使用する 又は 【特定建設資材廃棄物】を排出する 【対象建設工事】の着工前には…

建設リサイクル法に基づく「通知」が必要です！

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

●「特定建設資材」とは、下表に示す「4資材」をいいます。

特定建設資材	具体例
コンクリート	現場打ちコンクリート(無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等)、 無筋コンクリート二次製品
コンクリート及び鉄から成る 建設資材	有筋のコンクリート二次製品(鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート 二次製品)
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

※「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいいます。

●対象建設工事とは、左表の規模基準以上の
工事をいいます。

工事の種類		規模の基準
建築物	解体工事	床面積の合計80㎡以上
	新築・増築工事	床面積(増築部分)の合計500㎡以上
	修繕又は模様替工事	請負金額1億円以上
その他の工作物に関する工事		請負金額500万円以上

○特定建設資材廃棄物を現場で排出しない工
事であっても、現場において特定建設資材
を使用していれば、通知の対象工事となり
ます。

○例えば、コンクリート二次製品のU字溝を
敷設する工事などでも、請負金額が500
万円以上になれば、通知が必要です！



○通知は、工事に着手する前までに県知事(特定行政
庁の市の区域内にあっては、当該市の長※)に提出
する必要があります。

※市の特定行政庁(水戸市・日立市・北茨城市・高森市・
ひたちなか市・土浦市・取手市・つくば市・古河市)

○具体的な工事の種類を記載します。

○舗装、築堤、土地改良等。

○特定建設資材を使用する 又は 特定建設資材廃棄
物を排出する工事で請負代金が500万円以上の
工事が対象です。

※使用量・排出量が少量でも、請負金全体が500万円以上
なら対象になります

○請負者を記載する必要がありますので、通知手続き
は契約締結後となります。

○ここでは、土木工事の例を取り上げましたが、建築
物の新築・増築・解体工事等でも、対象建設工事に
なれば、通知が必要です！

土木工事の場合の記入例

通知書

○土木 第 100 号
平成23年 5月 6日

○○土木事務所長 印

茨城県知事 殿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知
します。

記

工事名	23県単○○第23-00-000-001号 道路改良工事		
施工場所	○○市○○町○○地先		
工事 概要	工事の種類及び規模		
	<input type="checkbox"/> 建築物の解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ ㎡ <input type="checkbox"/> 建築物の修繕又は模様替工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ ㎡ <input type="checkbox"/> 建築物の修繕工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円(税込) <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外の他の工事(舗装工事) (舗装) 注2 請負代金 600 万円(税込)		
工期	平成 23年 5月 5日	平成 23年 5月 15日	
	工事着手予定日 平成 23年 5月 10日		
会社名	株式会社 ○○建設	現場代理人	
所在地	〒310-0000 ○○市○○町○○番地	茨城 太郎	
電話番号	029-000-0000 (伊線 ○○○)	FAX	029-000-0000
提出者	所属名 建設課 担当氏名 主任 工事 一郎 電話番号 029-000-0000 (伊線 ○○○)		

注1) 通知書のあて先は茨城県知事又は特定行政庁である市の長とし、それぞれ所管する課等に提出すること。

注2) 建築物以外のものに関する解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入すること(例: 舗装、築堤、土地改良等)。

注3) 複数の工事に関して一括して通知するときは、別添様式も使用すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県土木部検査指導課(建設リサイクル担当)
TEL 029-301-4386 / FAX 029-301-4389



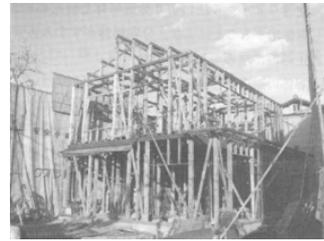
(参考) 解体工事の流れ



①養生等



②1～2階外壁撤去



③小屋組撤去



⑥基礎解体



⑤1階軸組撤去



④2階軸組撤去



⑦整地



〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
茨城県土木部検査指導課建設リサイクル担当
TEL : 029-301-4386 FAX : 029-301-4389
E-mail : kensa4@pref. ibaraki. lg. jp